

1 石川県石油コンビナート等防災本部条例

昭和51年10月12日
石川県条例第63号

(趣旨)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下「法」という。)第28条第9項の規定に基づき、石川県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二〇条例八・一部改正)

(本部員及び専門員)

第2条 防災本部の本部員の数は、40人以内とする。

- 2 法第28条第5項第8号及び第9号に掲げる本部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 前項の本部員は、再任されることができる。
- 4 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平二〇条例八・一部改正)

(幹事)

第3条 防災本部に、幹事41人以内を置く。

- 2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部会)

第4条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき本部員および専門員は、本部長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 石川県石油コンビナート等防災本部運営規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年石川県条例第63号）第5条の規定に基づき、石川県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 防災本部員会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

2 防災本部の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

第3条 会議は、災害の発生その他必要のつど開催するものとする。

2 本部員は、会議の必要があると認めたときは、本部長に会議の招集を求めることができる。

第4条 前2条の規定にかかわらず次の場合は、適宜の方法により関係のある本部員と協議して決定することができる。

- 一 緊急を要する事態が発生し、会議を開くいとまがないとき。
- 二 決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で、早急に措置を要するとき。
- 三 軽易の事項で、早急に措置を要するとき。

2 本部長は、前項による決定をしたときは、書面又は次の会議にこの旨を報告するものとする。

(副本部長)

第5条 防災本部に副本部長を置く。

- 2 副本部長は石川県副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。

(幹事会)

第6条 防災本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部長が招集し、あらかじめ本部長が指名する幹事がその議長となる。
- 3 幹事会は、次の事項を処理する。
 - 一 会議又は部会に提出する議案の作成
 - 二 その他本部長から命ぜられた事項

(部会)

第7条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第8条 防災本部にその事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に事務局長、その他の職員を置く。

3 事務局長は、本部長の命を受け局務を掌理する。

(異動等の報告)

第9条 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第28条第5項第1号より第3号まで、

第7号、第8号及び第9号に掲げる本部員並びに幹事に異動等があった場合は、後任者は、その役職名、

氏名及び異動年月日を直ちに本部長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 その他必要な事項は、そのつど会議に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

3 石川県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事名簿

本部長		石川県知事		
法定区分	所属機関	本部員職名	幹事職名	所在地
第1号	中部管区警察局	局長	災害対策官	名古屋市中区三の丸2丁目1-1 (〒460-0001)
"	中部近畿産業保安監督部	部長	保安課長	名古屋市中区三の丸2丁目5-2 (〒460-8510)
"	北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所	局長	沿岸防災対策官	金沢市大野町4丁目2-1 (〒920-0331)
"	北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	局長	防災課長	金沢市西念4丁目23-5 (〒920-8648)
"	第九管区海上保安本部 金沢海上保安部	部長	警備救難課長	金沢市湊4丁目13 (〒920-0211)
"	第九管区海上保安本部 七尾海上保安部	部長	警備救難課長	七尾市矢田新町二部173 (〒926-0015)
"	石川労働局	局長	健康安全課長	金沢市西念3丁目4-1 (金沢駅西合同庁舎内) (〒920-0024)
第2号	陸上自衛隊第14普通科連隊	連隊長	第3科長	金沢市野田町1-8 (〒921-8520)
第3号	石川県警察本部	本部長	警備課長 交通規制課長 金沢西警察署長 七尾警察署長	金沢市鞍月1丁目1 (〒920-8553) 金沢市金石本町イ1-1 (〒920-0336) 七尾市小島町九部4-5 (〒926-0852)
第4号	石川県	副知事 副知事		
"	"	危機管理監	危機対策課長	"
"	"	総務部長		"

法定区分	所属機関	本部員職名	幹事職名	所在地
第4号	石川県	企画振興部長	企画調整室次長	金沢市鞍月1丁目1 (〒920-8580)
"	"	健康福祉部長		"
"	"	生活環境部長	企画調整室次長	"
"	"	商工労働部長		"
"	"	農林水産部長	水産課長	"
"	"	土木部長	都市計画課長 港湾課長 金沢港湾事務所長 七尾港湾事務所長	金沢市鞍月1丁目1 (〒920-8580) 金沢市湊4丁目12 (〒920-0211) 七尾市矢田新町二部162番2 (〒926-0015)
"	"	石川中央保健 福祉センター 所長		白山市馬場2丁目7番地 (〒924-0864)
第5号	特別防災区域所在市町村	金沢市長	危機管理課長	金沢市広坂1丁目1-1 (〒920-8577)
"	"	七尾市長	防災交通課長	七尾市袖ヶ江町イ25 (〒926-8611)
第6号	知事指定市町村	内灘町長	総務課長	河北郡内灘町字大学1丁目2-1 (〒920-0292)
第7号	消防機関	金沢市消防局 長	警防課長 金石消防署長	金沢市泉本町7丁目9-2 (〒921-8042) (金沢市金石東1丁目3-3 (〒920-0335))
"	"	内灘町消防長	消防署長	河北郡内灘町白帆台1丁目1-1 (〒920-0269)

法定区分	所属機関	本部員職名	幹事職名	所在地
第7号	消防機関	七尾鹿島消防 本部消防長	消防課長 七尾消防署長	七尾市つつじが浜 3 番地 83 (〒926-0851)
第8号	特定事業者代表 (金沢港北地区特別防災区域 協議会)	会長	金沢港北地区共同 防災センター所長	金沢市大野町 4 丁目ソ-2 (〒920-0231)
"	"	副会長	-	金沢市大野町 4 丁目ソ-2 (〒920-0231)
"	特定事業者代表 (ENEOS グローブガスター・ミナル 株式会社七尾ガスター・ミナル)	所長	防災センター長	七尾市三室町 150 部 29 (〒926-0007)
第9号	中部経済産業局	局長	-	名古屋市中区三の丸 2 丁目 5-2 (〒460-8510)
"	西日本電信電話株式会社 北陸支店設備部	部長	災害対策室長	金沢市鳴和町 1 番 2 (〒920-0814)
"	石川県看護協会	会長	-	金沢市兼六元町 3-69 (〒920-0931)
"	日本赤十字社石川県支部	事務局長	事業推進課長	金沢市鞍月東 2 丁目 48 (〒920-8201)
"	北陸電力株式会社 石川支店	支店長	総務部総務労務チーム 統括課長	金沢市下本多町 6-11 (〒920-0993)
"	株式会社金沢港運	代表取締役 社長	海務部長	金沢市近岡町 613 番地 (〒920-8217)

4 金沢海上保安部と金沢市消防本部との消防業務協定

(目的)

第1条 この協定は、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」(昭和43年4月10日)に基づき、船舶の火災について、金沢海上保安部(以下「甲」という。)と金沢市消防本部(以下「乙」という。)との間の業務分担を明らかにするとともに、相互に協力し迅速かつ円滑な消防活動を行うことを目的とする。

(区域)

第2条 この協定に基づく相互協力の対象区域は、金沢市の行政区域に属する金沢港の全水域とする。

(船舶火災の通報)

第3条 甲又は乙は船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(業務の調整)

第4条 次に掲げる船舶(消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。)の消火活動は、主として乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。

- (1) 埠頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
 - (2) 河川における船舶
- 2 前項各号に掲げる以外の船舶の消火活動は、主として甲の担任とし、乙はこれに協力するものとする。
- 3 甲の担任する船舶を、火災発生後、埠頭又は岸壁に係留する場合及び乙の担任する船舶を、火災発生後、埠頭又は岸壁から離す場合は、事前に甲乙が協議の上実施するものとする。

(合同現場指揮)

第5条 大規模な消火活動を行う場合は、甲乙が協議して、現場に合同現場指揮本部を設けることができる。

(応援要請)

第6条 甲は、第2条に定める区域において海上保安庁法第2条の規定による海難が発生し、応援の必要があると認めるときは、乙に対し出動を要請することができる。この場合、乙の出動範囲は消防隊の行動可能な水域とする。

- 2 乙は、第2条に定める区域の沿岸部に火災が発生し、応援の必要があると認めるときは、甲に対し出動を要請することができる。この場合、甲の出動範囲は巡視船艇の行動可能な水域とする。

(応援職員の責務)

第7条 応援のため出動した職員は、当該要請機関の意見を尊重しなければならない。

(経費の負担)

第8条 船舶の火災の消火活動等に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(火災原因の調査)

第9条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、甲と乙が協議してこれを行うものとする。

2 乙は、船舶の火災について放火又は失火の犯罪があると認めたとき、又は、その疑いがあるときは、直ちに甲に通報するとともに証拠の保全に努めるものとする。

(消防てん末の通報)

第10条 甲又は乙は、単独で船舶の火災に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に連絡するものとする。てん末の通報は、次の事項によるものとする。

- (1) 火災発生の日時及び鎮火日時
- (2) 火災発生場所
- (3) 船舶の名称、トン数及び積荷の状況
- (4) 船舶の所有者及び乗組員
- (5) 火災発生原因
- (6) 死傷者の状況
- (7) 損害見積額
 - イ 焼き損害
 - ロ 消火損害
- (8) その他参考事項

(火災予防活動)

第11条 協定区域内における火災予防活動は、甲乙が協力して行うものとする。

(情報の交換)

第12条 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ把握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(大型タンカー対策)

第13条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲及び乙は、地方防災会議等を効果的に利用して、次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進
- (4) その他必要事項

(雑 則)

第14条 この協定で定めるもののほか、必要事項は甲乙協議のうえ定めるものとする。

付 則

- 1 この協定は平成2年6月8日から実施する。
- 2 この協定の成立を証するため正本2通を作成し、甲乙において各1通を保有するものとする。

平成2年6月8日

金沢海上保安部長 梁木忠三郎
金沢市消防長 市村博

5 金沢港北地区特別防災区域協議会災害相互援助協定書

アストモスエネルギー株式会社、伊丹産業株式会社、金沢サプライセンター株式会社、株式会社ホームエネルギー北陸、キグナス石油株式会社、北日本物産株式会社、JXエネルギー株式会社、全国漁業協同組合連合会、全農エネルギー株式会社、東西オイルターミナル株式会社、三谷産業イー・シー株式会社（以下総称して「協定会社」という。）は金沢港北地区特別防災区域内および隣接する協定会社の事業所の災害の拡大防止と防除ならびにそれらの訓練に関し、次のとおり相互援助協定を締結する。

なお、本協定成立により昭和45年12月1日付「金沢港石油基地消防相互応援協定」及び昭和53年4月1日付、昭和56年8月1日付、昭和59年6月15日付、平成5年6月15日付、平成18年4月3日付、平成24年10月1日付、平成26年4月1日付「金沢港北地区特別防災区域協議会災害相互援助協定」無効にする。

（目的）

第1条 本協定は別紙1の事業所（以下「事業所」という。）のいずれかにおいて、火災、流出油、爆発、LPガスの漏洩等の事故（以下「事故」という。）が発生またはそのおそれがある場合に協定会社が相互に事故防除活動に積極的に協力することにより、事故の発生または拡大を防止することを目的とする。

（応援要請）

第2条 別表のいずれかの事業所において、事故が発生またはそのおそれがある場合、事故の発生またはそのおそれのある当該協定会社は、他の協定会社に対し、つぎの各号に定める事項に関する応援（以下「応援」という。）を要請できるものとし、応援の要請をうけた協定会社は、これに応ずる。

1. 事故防除に要する人員の派遣
2. 事故防除に要する資機材の提供

（要請内容）

第3条 前条の定めに基づき応援要請を行う協定会社（以下「応援要請会社」という。）は応援要請にあたっては次の事項を明確に連絡しなければならない。

1. 応援を必要とする事故の概要
2. 応援を必要とする場所（以下「応援現場」という。）
3. 応援を必要とする人員および資機材等
4. その他必要な事項

（応援時の通報）

第4条 第2条の定めに基づき応援を行う協定会社（以下「応援会社」という。）は応援にあたっては、応援要請会社に対し、つぎの事項を連絡する。

1. 派遣する従業員の人数およびその責任者の職名および氏名
2. 提供する資機材等の種類、数量およびその運搬方法
3. その他必要事項

(連絡先)

第5条 第2条に定める応援要請および前条に定める応援時の通報は別表2に定める連絡先に行う。

(応援の方法)

第6条 応援会社が応援にあたって提供する資機材の範囲は別表3のとおりとする。

(指揮命令)

第7条 応援会社の応援現場への派遣従業員（以下「応援出動員」という。）は応援現場到着後、ただちに応援要請会社の事業所の責任者に必要な事項を報告し、その指揮下に入る。ただし、応援要請会社に自衛防災組織が設置している場合は、その指揮下に入る。

(応援出動員の労働災害補償)

第8条 応援現場への往復時および前条の定めに基づく事故防除活動中（以下総称して「応援出動中」という。）に発生した応援出動員の死傷病災害に対する補償については応援会社は自己が加入している労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険およびその他の保険により保険給付の請求を申請する。

- ② 前条に定める保険の適用が受けられない場合または保険給付が十分でないとみとめられる場合の応援出動員に対する補償については、その都度応援会社および応援要請会社が協議のうえ決定する。
- ③ 訓練中に生じた労働災害補償については前項①②を準用し、当該協定会社が協議のうえ決定する。

(費用の負担)

第9条 応援出動のため応援会社が提供した応援出動員の人事費、防災資機材費およびその他応援にあって特に要した費用は応援要請会社の負担とする。

(損害賠償)

第10条 応援出動員が応援出動中にうけた物的損害に対する補償応援出動中に第三者に与えた損害に対する賠償等に就いては応援会社と応援要請会社が協議のうえ決定する。

- ② 訓練中に生じた損害賠償については前項を準用し、当該協定会社が協議のうえ決定する。

(連絡会議と訓練)

第11条 協定会社は、この協定を有効適切に運用するため、必要に応じて連絡会議等の開催および訓練を実施する。

- ② 前項の連絡会議ならびに訓練に要する費用の分担は事前に協定会社と合意のうえ取り決める。

(共同履行)

第12条 事業所の運営の総てを他の会社に委託している協定会社は、自らに代えてこの協定に定める債務の一部もしくは総てを当該事業所の運営受託会社に履行させることができる。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定に定める各条項の解釈に疑義が生じた場合ならびにこの協定の内容を変更する必要が生じた場合は協定会社が協議のうえ決定する。

(反社会的勢力の排除)

第14条 事業所は自社・自社の株主・役員・従業員・取引先等の別を問わず、自社の経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜団体、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではなく、かつ相手方との信頼関係を破壊するに足る反社会勢力との繋がりを有していないことを表明・保証し、かつ将来にわたっても繋がりを有さないことを確約する。事業所が当該表明・保証または確約に違反した場合、その相手方は何らの催告を要せずして、直ちに本契約の全部または一部の期限の利益を失わせ、履行を停止し、または解除することができ、これに起因して被った損害の賠償を請求することができる。

② 事業所は、本契約履行のために相手方が使用する再委託者その他の取引先が反社会的勢力に該当しまたは反社会的勢力と繋がりを有するのであると合理的に判断された場合には、相手方に対し、一定の合理的期間を定めたうえで、当該取引先の変更を要求することができるものとする。当該期間内に相手方が当該取引先を変更しない場合、一方は本契約を解除できるとともに、これに起因して被った損害の賠償を請求することができる。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は平成28年10月1日から1年間とし、期間満了1ヶ月前までに協定会社のいずれからも別段の意志表示がない場合は、さらに1年間有効とする。その後もこの例による。

② 前項の有効期間中といえども協定会社のいずれかが、本協定の解約の意志表示をした場合は、協定会社が協議のうえ、これを解約することができる。

(管轄裁判所)

第16条 この契約について紛争が生じた場合の管轄裁判所は金沢地方裁判所とする。この協定締結の証として本証1通を作成し、協定会社夫々記名押印のうえ、各自その写しを保有する。

平成28年10月1日

東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
アストモスエネルギー株式会社
国内事業本部需給部長 渡辺 健二

伊丹市中央5丁目5番10号
伊丹産業株式会社
代表取締役社長 北嶋 一郎

金沢市大野町4丁目ソ-8番地
金沢サプライセンター株式会社
代表取締役社長 増田 純

金沢市大野町4丁目ソ一7番地1号

株式会社ホームエネルギー北陸

代表取締役社長 草場 保

東京都中央区八重州2丁目8番1号

キグナス石油株式会社

業務部長 山手 雅博

富山県富山市高木2000番地

北日本物産株式会社

代表取締役社長 東狐 光俊

東京都千代田区大手町1丁目1番2号

JXエネルギー株式会社

物流管理部長 宮本 英治

東京都千代田区内神田1丁目1番12号

全国漁業協同組合連合会

代表理事専務 長屋 信博

東京都千代田区猿楽町1丁目5番18号

全農エネルギー株式会社

代表取締役社長 平井 信弘

東京都港区芝5丁目3番2号

東西オイルターミナル株式会社

業務部長 佐々木 要

野々市市御経塚3丁目47番 AmbitiousHill

三谷産業イー・シー株式会社

代表取締役社長 澤 滋

代表会社

金沢市大野町4丁目レ-40-137番地

全農エネルギー株式会社金沢石油基地

金沢港北地区特別防災区域協議会

会長 宮下 均

別 表 1

協 定 事 業 所 の 表 示

事 業 所 名	住 所
アトモスエネルギー株式会社 金沢ターミナル	金沢市大野町4丁目ゾー6番地
伊丹産業株式会社 金沢支店金沢工場	金沢市大野町4丁目ゾー13番地
金沢サプライセンター株式会社	金沢市大野町4丁目ゾー8番地
株式会社ホームエネルギー北陸 金沢センター	金沢市大野町4丁目ゾー7番1号
キグナス石油株式会社 金沢油槽所	金沢市大野町4丁目ゾー1番地
北日本物産株式会社 金沢支店	金沢市大野町4丁目ゾー6－3番地
J X エネルギー株式会社 金沢油槽所	金沢市大野町4丁目ゾー5番地
全国漁業協同組合連合会 金沢油槽所	金沢市大野町4丁目ゾー11番地
全農エネルギー株式会社 金沢石油基地	金沢市大野町4丁目レー40－137番地
東西オイルターミナル株式会社 金沢油槽所	金沢市大野町4丁目ゾー3番地
三谷産業イー・シー株式会社 金沢港配送センター	金沢市大野町4丁目ゾー12番地

別表2

通報連絡一覧

事業所名	発受者		電話番号	
	防火管理者	代理者	昼間	夜間
アトモスエネルギー株式会社 金沢ターミナル	所長	所長代理	238-1185	238-1185
伊丹産業株式会社 金沢支店金沢工場	支店長	工場長	237-5933	237-5933
金沢サプライセンター株式会社	所長		238-7115	238-7115
株式会社ホームエネルギー北陸 金沢センター	社長	センター長代行	237-3003	237-3003
キグナス石油株式会社 金沢油槽所	所長	所長代理	238-1191	238-1191
北日本物産株式会社 金沢支店	支店長	工場主任	238-0303	238-0303
JXエネルギー株式会社 金沢油槽所	所長	所長代理	238-1131	238-1131
全国漁業協同組合連合会 金沢油槽所	所長		238-1231	238-1231
全農エネルギー株式会社 金沢石油基地	所長	所長代行	237-1300	237-1300
東西オイルターミナル株式会社 金沢油槽所	所長	所長代理	238-1101	238-1101
三谷産業イー・シー株式会社 金沢港配送センター	所長		238-3301	

各社資機材保有状況

令和5年1月1日現在

品名	事業所	東西オイルターミナル		全農 エネルギー	ENEOS	キグナス 石油	全漁連	アストモス エネルギー	金沢サプライ センター	ホームエネルギー 北陸	三谷産業 イ・シー	伊丹産業	北日本物産	防災センター	協議会	合計			
		A地区	B地区																
泡消火薬剤	原液タンク	4,600	5,700	18,760	4,500	2,540	1,300										37,400		
	ドラム缶	8,000	3,600	3,400	7,600	4,400											27,000		
	ボリ缶	2,200	1,160	780	360		200										4,700		
	防災センター保管	3,000	3,000		3,000	3,000										3,000	15,000		
	水成消防車															11,160	11,160		
	界面ドラム缶															4,360	4,360		
消防関係	計	17,800	13,460	22,940	15,460	9,940	1,500									15,520	3,000	99,620	
	耐熱服着	1	1	2	2		1	2								2		11	
	空気呼吸器個	1	1	1	2		1	1								2		9	
	放水砲3000型	基		1	1											1		3	
	放水砲2000型	基			2											2		2	
	放水銃	3	1	3	2	3	1	11										24	
	防火衣着	14		7	7	8	4	6	2	3	1	2	2	10			66		
	消火ホース本	43	39	51	25	20	10	35		2	4	6						235	
	泡ノズル(ピックアップ)	16	17	13	9		4											59	
	大型消火器(第4種)	13	2	3		4								1				23	
油処理関係	小型消火器(第5種)	99	46	47	43	24	22	44	23	33	6	20	30	9				446	
	炭酸ガス消火器	本		1		4												5	
	オイルフェンス(B型)	m	540	540	540	540	360								540			3,600	
	オイルフェンス巻取機	基			2											2		4	
	油吸着材	kg	180	153	534	115	51	240										1,273	
	油処理剤	1,350	840	1,422	1,134	1,476	792											7,014	
	救命胴衣着	4	3	7	10	5	7	2								10		48	
	ひしゃく本	4	5	5	2	4	5									25		51	
	とび口本		4		1	5		2										12	
	半切ドラム缶	2	1		4	4	2											13	
その他	土のう袋	1,000	700	600	400	232	400								1,000			150	3,482
	消石灰kg																	1,000	
	ガス検知器	個	1		2	2	1		2	1	1	1	1	2				14	
	救急用担架	個	1	1	1	1	2		1									7	
	無線機又はトランシーバー	台	6		7	7	7		6	2						4		39	
	ハンドマイク	個	1		1	1	1		3	1	1	1	2	1				15	
	懐中電灯	個	3		3	3	2	3	6	4	1	1	2	1				31	
	投光器	個			2	2			1							1		6	
その他	フォーカリフト	台	2		1	1	1							1				6	
	発電機	台			1	2									2	2		7	
	AED	台	1			1												2	

6 金沢港北地区特別防災区域共同防災規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という）第19条第2項の規程に基づき、金沢港北地区特別防災区域に所在する特定事業所は、「別紙1」で定める事業所（以下「構成事業所」という。）で構成される共同の防災組織（以下「共同防災組織」という。）を設置する。この共同防災組織が行うべき業務について必要な事項を定め、構成事業所における災害の発生並びに拡大の防止および共同防災組織の効率的運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 法、消防法、高圧ガス保安法等および共同防災組織が制定した規程、規則等において使用する用語のほか、必要に応じて定める。

(適用範囲)

第3条 この規程は、構成事業所の施設および設備の全域に適用されるほか、「金沢港北地区特別防災区域協議会陸上・海上防災業務委託契約書」（以下「陸上・海上業務委託契約書」という。）および「金沢港北地区特別防災区域協議会」（以下「協議会」という。）で締結されている「災害相互援助協定書」について適用する。

(遵守義務)

第4条 構成事業所の防災管理者、副防災管理者および防災要員は、この規程を遵守するとともに、構成事業所に勤務する者、出入りする関係者にも周知させること。

(他規程との関係)

第5条 この規程は、構成事業所で制定した自衛防災規程および火災、その他の災害を防止するための他の法令により定められた規程がある場合は、これを準用できるものとする。

(細則への委任)

第6条 この規程の実施に関して、必要な細則を定め委任することができる。

(規程の改廃等)

第7条 この規程およびこの規程に基づく準用規定並びに細則の制定および改廃を行うときは、全構成事業所の承認を得るものとする。

第2章 共 同 防 災 組 織

(共同防災組織等)

第8条 共同防災組織の名称は、「金沢港北地区特別防災区域共同防災組織」とする。

2. 共同防災組織の本部は、金沢港北地区特別防災区域共同防災センター（以下「共同防災センター」という。）内に置く。
3. 共同防災組織の運営を円滑に行うため運営委員会を設ける。運営委員会を最高議決機関として全般の運営にあたり、協議会の会長が運営委員長の任にあたる。なお、編成表は「別紙2」、「別紙2-1」のとおりとする。
4. 各構成事業所の自衛防災組織と共同防災組織との関係は「別紙3」に示すとおりであり、有機的に連携し防災活動を行う。
5. 共同防災組織が各構成事業所において行う防災活動に対する指揮命令系統は、「別紙3」のとおりとし、各構成事業所の防災管理者の指示に従う。

（防災資機材等および共同防災要員の配置）

第9条 共同防災組織で配置する防災資機材および配置は、「別紙4」「別紙4-1」のとおりとし、災害が発生した場合、迅速かつ的確に使用できるようにしておく。

2. 共同防災要員の配置は、次のとおりとする。
 - 一. 指揮者：一名とし、共同防災センター所長があたり、共同防災組織における防災活動において防災要員等を指揮する。
 - 二. 副指揮者：一名とし、共同防災センター要員の中から共同防災センター所長が指名する。
 - 三. 機関員：大型高所放水車、大型化学消防車および泡原液搬送車等の運転・操作を行なう機関員は、三名とし、常に出動できる体制を確保するため、共同防災センター要員の中から共同防災センター所長が指名する。
 - 四. その他の防災要員：指揮者および機関員以外の防災要員は、各構成事業所の勤務員が兼務する。また、船舶防災要員はオイルフェンス展張作業を遂行するため、オイルフェンス展張業務委託会社から指名する。

（共同防災組織の業務の外部委託）

第10条 陸上防災業務は、金沢港北地区共同防災業務委託契約書により、外部委託する。委託先および委託業務の内容は、「金沢港北地区共同防災業務委託契約書」による。

2. オイルフェンス展張等海上業務委託は金沢港北地区共同防災業務（海上）委託契約書により、外部委託する。委託先および委託業務の内容は「金沢港北地区共同防災業務（海上）委託契約書」による。
3. 前1、2項の防災業務委託は次の法人に委託する。

陸 上

- ・名 称 石油防災株式会社
- ・所在地 東京都江東区冬木14番5号

海 上

- ・名 称 石川県漁業協同組合
- ・所在地 石川県金沢市北安江3丁目1番38号

第3章 代表者等の職務

(代表者の職務)

第11条 共同防災組織の代表者は、協議会の会長があたる。代表者は、共同防災組織とその活動状況について、定期的に各構成事業所の防災管理者等から意見を聞き、または視察を行う等、組織の強化、運営管理に努める。

(代表者の代行)

第12条 会長が、出張または疾病、その他事故のある時は、協議会副会長がその任務を代行する。

(指揮者の職務)

第13条 指揮者は、災害が発生した構成事業所に出動し、共同防災要員を指揮監督するとともに当該事業所の防災管理者の指揮のもとで防災活動を行う。

2. 指揮者は、共同防災要員に対し、計画的に防災教育および防災訓練を実施するとともに、防災資機材等の整備、点検の状況を把握する等、防災体制の確立、維持を図るものとする。

(機関員の職務)

第14条 機関員は、防災知識と技術の向上のため積極的に防災教育、訓練を受け、防災資機材等の操作に習熟するなど有事の防災活動に備えるとともに、災害の鎮圧、拡大防止のために必要な業務を行うものとする。

2. 機関員は、防災資機材等の整備、点検を行うとともに、その結果を記録するものとする。

(その他の防災要員の要件)

第15条 その他の防災要員は、各構成事業所の職務との兼務を妨げないが、防災要員の職務を最優先するものとする。

2. 前項要員は、非常時に直ちに有効な消防活動を実施しうる能力、技能および体力を有するものとする。

(指揮者、機関員およびその他の防災要員の職務代行)

第16条 指揮者、機関員およびその他の防災要員が出張又は疾病その他の事故のため、その職務を行うことが出来ない場合は、あらかじめ選任されたものが代行するものとする。

第4章 防災施設、設備、資機材等の整備

(施設、設備、防災資機材等の整備)

第17条 共同防災組織の各施設、設備、防災資機材等の整備状況の把握のための整備計画書は、「別紙5」のとおりとする。

第5章 防災資機材等の点検

(防災資機材等の点検)

第18条 防災資機材等の点検は、「共同防災センター」の点検基準および省令の定めるところにより点検、整備し、その結果を記録するものとする。

(1) 点検の実施責任者および実施者

機関員が実施し、指揮者または副指揮者は常に点検状況を把握するものとする。

(2) 点検項目

消防車車両部点検、消防車架装部点検、積載備品点検、省令による定期点検整備

(3) 点検方法

外観点検、機能点検、総合点検

(4) 点検周期

日常点検、1、3、6、12ヶ月点検、省令による定期点検

(5) 点検結果

軽微な修理等は、速やかに実施し、修理期間の必要時は、「協議会」へ報告するとともに消防機関へ連絡をするものとする。

2. オイルフェンス展張船については、船舶検査証書の確認をもって点検に替えるものとする。

(点検記録の保存)

第19条 点検の結果および措置の状況を記録し、重要な記録は協議会会長の検印を受け3年以上記録簿を保存する。

(防災資機材等の代替措置)

第20条 防災資機材等の点検結果および故障または整備により使用できない場合は、直ちに応急措置を行うか、代替品を準備することとする。

2. 前項の状況となったときは、直ちにその旨を代表者および各構成事業所へ報告するとともに、消防機関へ連絡し有事の際の応援要請をする。

第6章 異常現象に対する措置

(災害通報の受信)

第21条 構成事業所からの異常現象発生時の災害出動要請を受信した場合は、受信用紙により覚知時間、発災事業所名、発災施設名、危険物の種類、災害種別、数量、規模、負傷者の有無、発信者名等を確実に記録し、指揮者又は副指揮者に報告し、出動準備の指示を受ける。

(共同防災組織への出動指示)

第22条 災害出動要請を受信の報告を受けた指揮者又は副指揮者は、「別紙6」により構成事業所へ発災の通報伝達を指示するとともに、その他の防災要員を招集し、出動する。

(共同防災組織の活動)

第23条 災害出動要請により発災事業所へ到着後は、発災事業所の自衛防災組織より防災活動の指示を受け指揮下に入り、自衛防災組織と連携して防災活動を行う。

2. 公設消防隊が現場到着後は、公設消防隊の指揮下に入り防災活動を行う。
3. 石川県石油コンビナート等防災計画に基づく現地防災本部の設置後は、その指揮下に入り防災活動を行う。

(共同防災組織と構成事業所との連絡調整)

第24条 共同防災組織と構成事業所の自衛防災組織との防災活動に関する連絡調整等は、次に定めるとおりとする。

2. 連絡通報

発災時の連絡通報は「別紙6」のとおりとする。

3. 自衛防災組織との連絡調整

共同防災組織は、各構成事業所の自衛防災組織と協力し、連絡体制、災害の鎮圧、拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

(書類または図面の整備)

第25条 共同防災組織は、構成事業所の各施設地区内の防災活動上必要な主要施設、設備を明示した書類又は図面を発災時直ちに使用出来るように整備しておくものとする。これらの図面、書類は、変更の都度更新し、常に現状に即したものにしておくものとする。

第7章 防 灾 教 育

(防災教育の実施)

第26条 指揮者は、機関員およびその他の防災要員に対し、年間教育計画又は月間計画により次の防災教育を行うものとする。

- (1) 防災意識の高揚
- (2) 関係法令および諸規程の周知徹底
- (3) 構成事業所の特定防災施設等および防災資機材等の内容と取扱方法
- (4) 構成事業所の危険物施設等の位置、構造、設備の状況
- (5) 構成事業所の取扱危険物等の性質および性状
- (6) その他必要な事項

(記録の保存)

第27条 防災教育記録簿を作成し、3年以上保存する。

第8章 防 災 訓 練

(防災訓練の実施)

第28条 指揮者は、年間防災訓練計画を作成し、共同防災組織が次の訓練を実施するものとする。

- (1) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練
- (2) 通報、連絡、参集および出動訓練
- (3) 上記(1)、(2)を複合し、構成事業所における総合訓練および自衛防災組織、公設消防隊との連携訓練
- (4) その他必要な訓練

(記録の保存)

第29条 防災訓練記録簿を作成し、3年以上保存する。

第9章 雜 則

(本規程に違反した防災要員の措置)

第30条 防災要員が共同防災規程ならびにその他取り決め事項に違反した場合は、その程度により罷免もしくは教育および訓練を繰り返し実施する等の措置を協議会が決定する

(機密情報の漏洩防止)

第31条 防災要員は、災害活動上知り得た構成事業所の機密に属する情報については、他に漏らしてはならない。

(表 彰)

第32条 防災要員に対し、防災資機材等の改善提案又は防災活動に功労が認められた場合は協議会の協議により表彰を行うものとする。

(本規程の届出)

第33条 法第19条第3項の規定に従い、共同防災組織を代表する者が本規程制定の日からすみやかに金沢市長に届出するものとする。変更の場合も同様とする。

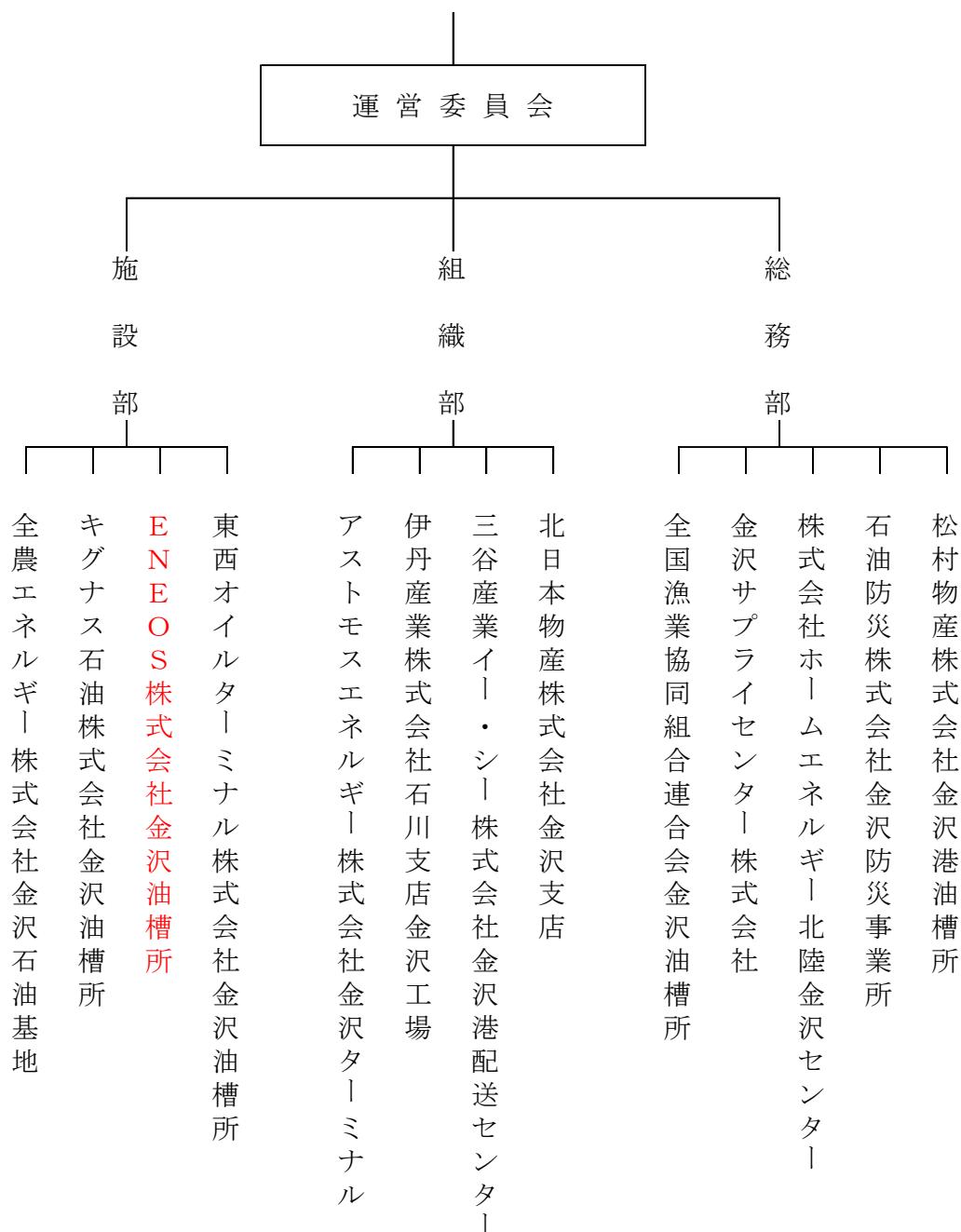
附 則

この規程は平成26年4月1日より施行する。

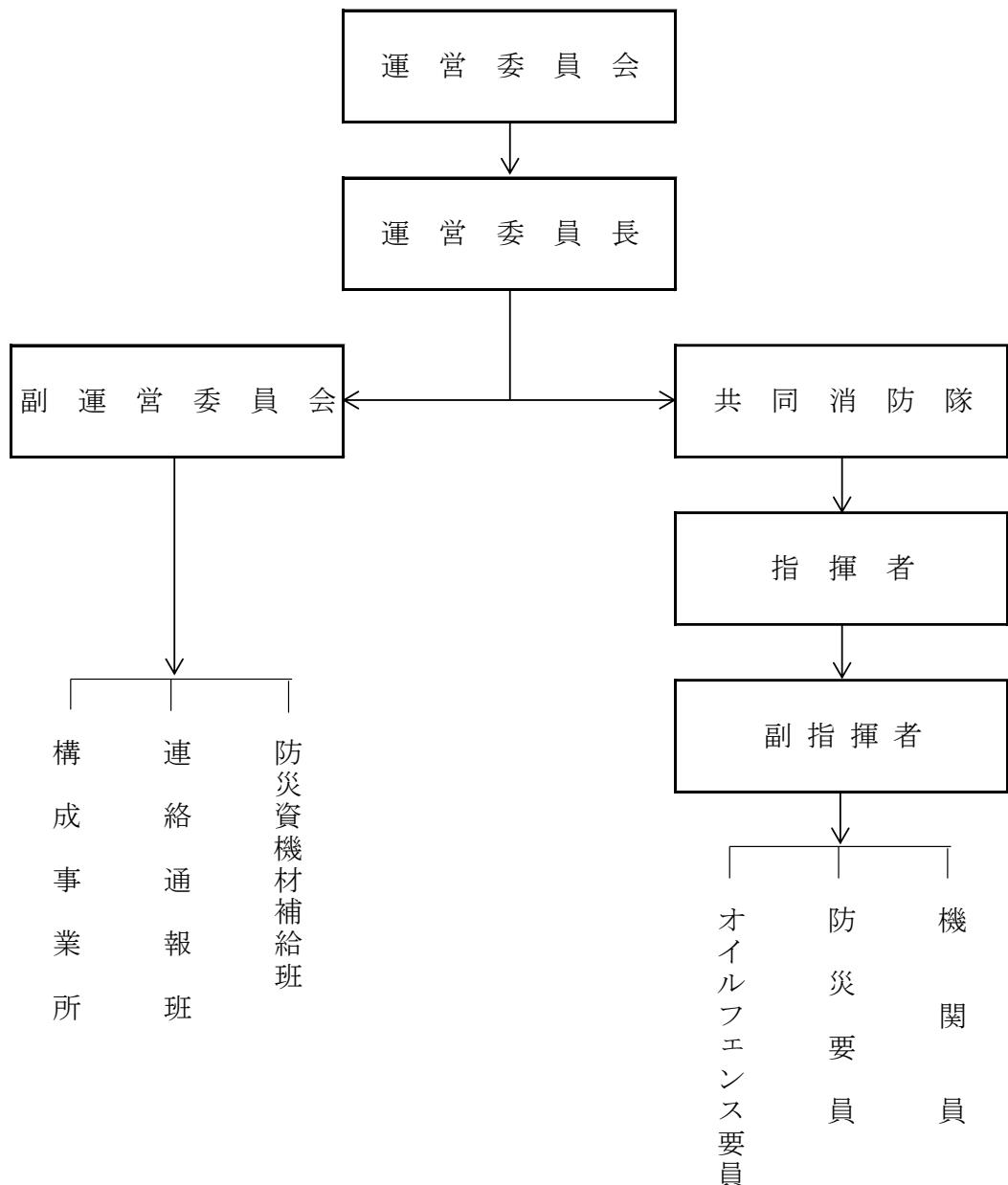
構成事業所一覧

事業所名	住所
東西オイルターミナル株式会社金沢油槽所	金沢市大野町4丁目ゾー3
全農エネルギー株式会社金沢石油基地	金沢市大野町4丁目レ-40-137
E N E O S 株式会社金沢油槽所	金沢市大野町4丁目ゾー5
キグナス石油株式会社金沢油槽所	金沢市大野町4丁目ゾー1
全国漁業協同組合連合会金沢油槽所	金沢市大野町4丁目ゾー11
アトモスエネルギー株式会社金沢ターミナル (株式会社コバヨウ金沢LPGターミナル)	金沢市大野町4丁目ゾー6
三谷産業イー・シー株式会社金沢港配送センター	金沢市大野町4丁目ゾー12
伊丹産業株式会社金沢支店金沢工場	金沢市大野町4丁目ゾー13
北日本物産株式会社金沢支店	金沢市大野町4丁目ゾー6-3
金沢サプライセンター株式会社	金沢市大野町4丁目ゾー8
株式会社ホームエネルギー北陸金沢センター	金沢市大野町4丁目ゾー7-1
松村物産株式会社金沢港油槽所	金沢市大野町4丁目ゾー14
石油防災株式会社金沢防災事業所	金沢市大野町4丁目ゾー2

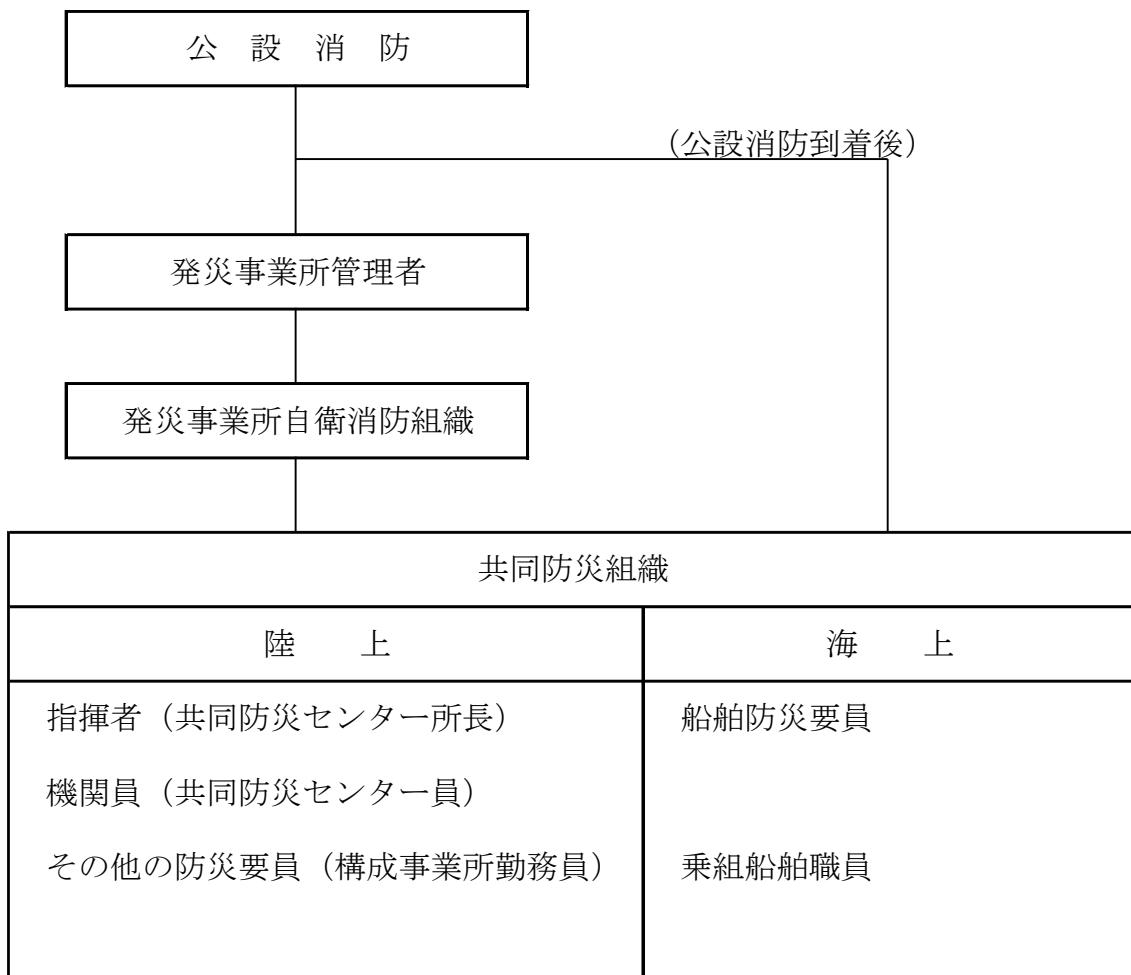
共同防災組織編成表



共同防災組織編成表2



共同防災組織の活動に関する指揮命令系統



防災資機材等の配置場所

防災資機材等の種類	備付数量	備付場所	備考
大型高所放水車	1台	共同防災センター	
大型化学消防車	1台	共同防災センター	
泡原液搬送車	1台	共同防災センター	
可搬式泡放水砲	1基	共同防災センター	
耐熱服	2着	共同防災センター	
空気呼吸器	2個	共同防災センター	
泡消火薬剤（蛋白）	3,000L	共同防災センター	
(界面活性剤)	4,360L		
(水成膜)	11,160L		
オイルフェンス	540m	石油岸壁	
オイルフェンス展張船	1隻	大野町4丁目地内	塩谷造船（株）
土のう	150袋	共同防災センター	
防火服	10着	共同防災センター	

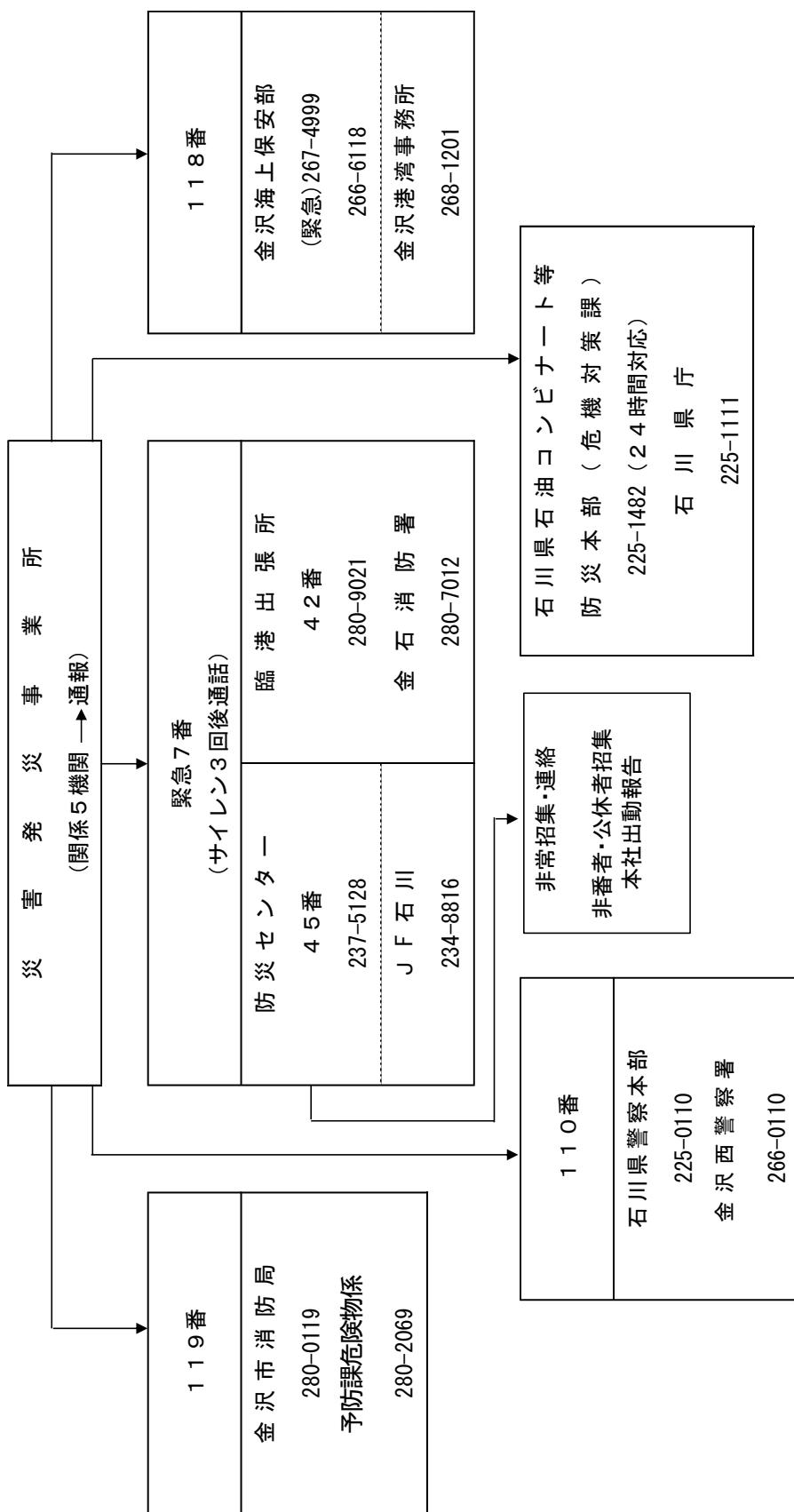
防災のための施設・設備等の整備状況

施設・設備名	数 量	備 考
防災センター建物等	1式	
一般加入電話	3回線	内一回線はFAX
防災無線	5機（1局）	本局1機、子機4機（県内共通波使用可）
基地内構内電話	1式	緊急通報設備付（有線）
業務連絡車	1台	共同防災センター備付

防災施設・設備・資機材等の整備計画書

防災資機材等の種類	備付数量	3ヶ月点検	6ヶ月点検	12ヶ月点検	車検	備考	
大型高所放水車	1台	法定点検 6月、12月	法定点検 9月	法定点検 3月	2年毎	日常点検 随時	
大型化学消防車	1台	架装部点検 7月、1月	架装部点検 10月	架装部点検 4月			
泡原液搬送車	1台						
可搬式泡放水砲	1基						
耐熱服	2着						
空気呼吸器	2個						
オイルフェンス	540m						
一般加入電話	3回線						
防災無線	5機						
構内電話	1式	日常点検（朝・夜）、1ヶ月点検（緊急7番テスト） 法定点検（1年毎）					
泡消火薬剤（蛋白）	3,000L						
（界面）	4,360L						
（水成膜）	11,160L						
オイルフェンス展張船	1隻					船舶検査	
土のう	150袋						
防火服	10着						

金沢港北地区特別防災区域協議会緊急連絡網



※その他非常通信設備として、子機無線機に県内共通波による連絡可能

7 石川県西部沿岸排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 本協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条の6第1項に定める協議会として、石川県西部沿岸海域において著しく大量の油又は有害液体物質が排出(以下「排出油等」という)された場合の防除に関し、あらかじめ必要な事項を協議するとともに、排出油等の防除及び防災(以下「防除等」という)に係る活動について、協議会会員が相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施し、もって排出油等による被害の局限化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 会の名称を「石川県西部沿岸排出油等防除協議会」(以下「協議会」という)という。

(業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達するため、次の業務を実施する。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準の作成
- (2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (3) 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- (4) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織及び職務)

第4条 協議会は、会長、副会長、監事2名及び会員をもって構成する。

- 2 会長は、金沢海上保安部長をもっててて、会務を統括する。
 - 3 副会長は、石川県危機管理監をもっててて、会長を補佐する。
 - 4 監事は、会員の中から会長が委任し、会計を監査する。
- 監事の任期は2年とする。
- 5 会員は、石川県西部沿岸海域における排出油等の防除に関する別表に掲げる機関もしくは団体とする。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要に応じ開催する。また、会員は必要があると認めるときは、会長に臨時会議の招集を求めることができる。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

(資料の整理)

第6条 会員は、防除等の活動に係る次の資料(毎年4月1日現在のもの)を4月末日までに会長に提出するものとする。

(1) 施設、資機材、船舶等の整備保有状況

(2) 情報連絡体制(会員、総合調整本部員、連絡担当員、昼夜間及び緊急時の電話番号等)

(3) その他必要事項

2 会長は、提出された資料を整理のうえ、速やかに会員に配付、周知するものとする。

(研修・訓練)

第7条 大量の油若しくは有害液体物質の排出事故(以下「油等の排出事故」という)発生時における構成機関の防除等の活動に資するため、防除資機材の情報交換、防除技術の共有・向上、会員相互の連携強化のため、研修・訓練等を適宜計画するものとする。

(協議会の開催及び防除等の実施)

第8条 会長は、油等の排出事故の発生により必要と判断した場合は、原因者等に通知したのち、速やかに会員の全部又は一部を招集し、可能な限り原因者を含めて協議を行うものとする。

2 会長は必要と認める場合には、会員以外の事故関係者、流出した油等に関する有識者、防除等の技術的事項に関する専門家等に協議会への参加を求めるものとする。

3 協議会会員は、それぞれの立場に応じて、速やかに必要な人員、施設、資機材等を迅速に動員し、相互に連携して防除等の実施にあたるものとする。

4 防除等の実施は、それぞれの会員の指揮系統のもとに行うものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第9条 防除等を実施する場合、その活動を効率的に推進するため、会長は総合調整本部を設置し、調整を行うことができる。

2 第8条の協議会が開催される場合、会員は所属する職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(経費の求償)

第10条 会員の行った防除経費の求償事務については、防除活動を実施した会員それが原因者に請求するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

(災害の補償)

第11条 各会員に属する者が防除活動において災害を受けた場合における補償は被災者の属する会員が行うものとする。

(防除等実施計画の策定)

第12条 防除等の実施に必要な細目は、防除等実施計画として協議のうえ別に定めるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第13条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の5第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、石川県西部沿岸海域に係る同法第43条の2第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(協議)

第14条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について必要がある場合は、その都度協議し、決定するものとする。

(会費)

第15条 協議会の会費は、原則として徴収しないものとし、徴収の必要がある場合は、定例会議又は臨時会議において協議のうえ、決定するものとする。

(事業年度)

第16条 協議会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、金沢海上保安部警備救難課が行い、石川県危機管理監室危機対策課は、これに協力するものとする。

附 則

本会則は、平成11年3月19日から施行する。

附 則(改正)

本会則は、平成13年7月19日から施行する。

附 則(改正)

本会則は、平成 19 年 7 月 3 日から施行する。

附 則(改正)

本会則は、平成 23 年 6 月 21 日から施行する。

8 船舶火災及び救難防災業務に関する業務協定

(目的)

第1条 この協定は、七尾海上保安部(以下「保安部」という。)と七尾鹿島消防本部(以下「消防本部」という。)が船舶火災及び救難防災業務(以下「救難防災業務等」という。)について、協力体制を確立し、相互の機能を活用して、海上防災活動に万全を期することを目的とする。

(協定適用区域)

第2条 この協定を適用する区域は、消防本部を構成する市町の行政区域に所在する港(港則法、港湾法又は漁港法にいう港をいう。)及びその沿岸水域とする。

(船舶火災の担当区分)

第3条 次の各号の船舶火災は、主として消防本部が担当するものとし、保安部はこれに協力するものとする。なお、船舶とは、消防法第2条に規定する「舟」を含むものとする。

- (1) 埠頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川又は運河における船舶

2 前項以外の船舶火災は、主として保安部が担当し、消防本部は、これに協力するものとする。

(救難防災業務の担当区分)

第4条 次の各号の救難防災業務は、主として消防本部が担当するものとし、保安部は、これに協力するものとする。

- (1) 陸上において発生し、直接、協定適用区域に及んだもの
- (2) 陸上において発生し、河川等を経由して協定適用区域に及んだもの

2 前項以外の救難防災業務は、主として保安部が担当し、消防本部は、これに協力するものとする。

(救難防災業務等の協力要請)

第5条 保安部又は消防本部が救難防災業務等について協力を要請する場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 船舶火災については、第3条に規定する担当区分とする。
 - (2) 救難防災業務については、第4条に規定する担当区分とする。
- 2 保安部又は消防本部は、救難防災業務等について密接な打合せを行い、保安部又は消防本部の要請には、可能な限り協力するものとする。
- 3 前項の要請に際しては、協力を必要とする救難防災業務等の内容を明示するものとする。
- 4 前第2項により要請を受けた保安部又は消防本部は、直ちに派遣する人員、器材等を要請した保安部又は消防本部に対して通知するものとする。

(統合指揮所)

第6条 保安部及び消防本部が船舶火災又は救難防災現場に出動し、統合指揮所を設ける必要がある場合は、保安部及び消防本部の現場責任者は合同して統合指揮所を設置し、必要な打合せ、指示等が円滑に行われるよう努めるものとする。

(通報義務)

第7条 協定適用区域内に救難防災業務等の発生を知った場合は、相互に直ちに通報するものとする。

通報場所
七尾海上保安部警備救難課(0767-53-2231)
七尾鹿島消防本部警防課指令室(0767-53-0119)

(船舶火災原因等調査)

第8条 船舶の火災原因及び損害調査は、保安部及び消防本部が相互に協同して行うものとする。

2 保安部又は消防本部は、船舶火災の調査に必要な情報の交換又は調査の目的達成上の必要な資料提供、意見の交換等その他必要な協力をするものとする。

(火災予防)

第9条 船舶の火災予防業務は、必要に応じて保安部及び消防本部が、協同してこれを実施するものとする。

(経費負担)

第10条 救難防災業務等の活動に要した経費は、原則として出動した保安部又は消防本部がそれぞれ負担するものとする。

(通報又は資料提供)

第11条 保安部及び消防本部は、次の各号に掲げる事項について、相互に通報又は資料提供を行うものとする。

- (1) 単独で救難防災業務等に従事した場合
- (2) 危険物を荷役運搬する船舶についての資料
- (3) 消防力及び防御に必要な機械器具並びに化学消火薬剤の備蓄状況についての資料

(タンカ一船対策)

第12条 タンカ一船の事故の場合における救難防災活動等を効果的に行うため、保安部及び消防本部は七尾市防災会議等を活用して、次の各号の対策を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進(災害補償等の責任)

第13条 この協定に基づく業務の遂行によって職員が受けた災害補償等については、その職員が所属する保安部又は消防本部において責任を負うものとする。

2 保安部又は消防本部の要請により協力援助した者が受けた災害補償等については、当該協力援助を要請した保安部又は消防本部において責任を負うものとする。

(協定以外の事項)

第14条 この協定に定めがない事項又は疑義を生じたときは、その都度、保安部又は消防本部の長が協議して決定するものとする。

(細目の委任)

第15条 この協定に基づく業務実施上必要な細目は、今後、保安部又は消防本部の担当課長がとりかわす覚書に定めるものとする。

(協定の改正)

第16条 保安部又は消防本部の長が、この協定の改正を行う必要があると認めるときは、協議の上で改正するものとする。

この協定の成立を証するため、正本2通を作成し、両者記名押印の上で各1通を保有するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生ずる。

平成26年3月20日

七尾海上保安部長 木津直樹
七尾鹿島消防本部消防長 今井純一

9 七尾海上保安部と奥能登広域圏事務組合消防本部との業務協定

(目的)

第1条 この協定は、「海上保安庁の期間と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」(昭和43年4月10日)に基づき、船舶(消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。)の火災について、七尾海上保安部(以下「甲」という。)と奥能登広域圏事務組合消防本部(以下「乙」という。)との間の業務分担を明らかにするとともに、相互に協力し、迅速かつ円滑な消防活動を行うことを目的とする。

(区域)

第2条 この協定に基づく相互協力の対象区域は、奥能登広域圏事務組合を構成する市町の行政区域に所存する港(港則法・港湾法・漁港法にいう港)、及びその沿岸水域とする。

(業務の調整)

第3条 次に掲げる船舶の消火活動は、主として乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。

- (1) 埠頭又は岸壁に係留された船舶及び上架または入渠中の船舶
 - (2) 河川における船舶
- 2 前項各号に掲げる以外の船舶の消火活動は、主として甲の担任とし、乙はこれに協力するものとする。
- 3 前各項に掲げる消火活動の協力は、甲又は乙それぞれの行動可能な水域とする。
- 4 甲の担任する船舶を、火災発生後埠頭又は岸壁に係留する場合及び乙の担任する船舶を、火災発生後埠頭又は岸壁から離す場合は、事前に甲乙が協議のうえ実施するものとする。
- 5 大規模な消火活動を行う場合は、甲乙が協議して現場に合同の対策本部を設けることができるものとする。

(火災原因の調査)

第4条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた被害の調査は、次の区分により行うものとする。

- (1) 埠頭又は岸壁に係留された船舶については甲乙両者が協議してこれを行う
 - (2) 上架または入渠中の船舶及び河川における船舶については乙が行う
 - (3) その他の船舶については高がこれを行う
- 2 甲又は乙は前項各号の調査を行うに際し、応援の必要があると認めるときは相互出動を要請することができる。
- この場合の出動範囲は、甲又は乙それぞれの行動可能な水域とする。
- 3 乙は船舶の火災について放火又は失火の犯罪があると認めたとき、又は、その疑いがあるときは、直ちに甲に通報するとともに証拠の保全に努めるものとする。

(応援職員の責務)

第5条 応援のため出動した職員は当該要請機関の意見を尊重しなければならない。

(資料等の交換)

第6条 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ把握しておくことが必要と認められる資料及び情報について交換するものとする。

(船舶火災の通報)

第7条 甲又は乙は船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(消防てん末の通報)

第8条 甲又は乙は、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

てん末の通報は、次の事項によるものとする。

- (1) 火災発生の日時及び鎮火日時
- (2) 火災発生場所
- (3) 船舶の名称、トン数及び積荷の状況
- (4) 船舶の所有者及び乗組員
- (5) 火災発生原因
- (6) 死傷者の状況
- (7) 損害見積額
 - イ 焼き損害
 - ロ 消火損害
- (8) その他参考事項

(経費の負担)

第9条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した期間がそれぞれ負担するものとする。

ただし、特に多額の経費を要した場合は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(火災予防活動)

第10条 指定区域内における火災予防活動は、甲乙が協力して行うものとする。

(雑則)

第11条 この協定で定めるもののほか、必要事項は甲乙協議のうえ定めるものとする。

付 則

- 1 この協定は平成19年10月1日から実施する。
- 2 この協定の成立を証するため正本2通を作成し、甲乙において各1通を保有するものとする。
なお、本協定の締結した日を以って平成6年10月1日付にて締結した業務協定は廃止する。

平成19年10月1日

甲 七尾海上保安部

部長 篠原武次

乙 奥能登広域圏事務組合消防本部

消防長 森山 博

10 能登沿岸排出油等防除協議会会則

平成10年11月10日 制 定
平成11年 5月27日 施 行
平成21年 7月 1日 一部改正
平成24年 7月 5日 一部改正

(目的)

第1条 本協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)(以下「法律」という。)第43条の6第1項に定める協議会として、能登北西岸から能登東岸の沿岸海域において大量の油又は有害液体物質(以下「排出油等」という。)の排出があった場合の排出油等の防除及び防災(以下「防除等」という。)に係る活動について、あらかじめ必要な事項を協議するとともに、事故発生時において、会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施し、もって排出された排出油等による被害の局限化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 会の名称を「能登沿岸排出油等防除協議会」(協議会といふ。)という。

(業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を実施する。

- (1) 排出油等の防除等の計画に関する事項
- (2) 排出油等の防除等の技術の調査及び研究に関する事項
- (3) 排出油等の防除等の教育及び共同訓練の実施に関する事項
- (4) 排出油等の防除等の重要事項の協議に関する事項
- (5) その他、排出油等の防除等に必要な事項

(組織及び職務)

第4条 協議会は、会長、副会長、会計監事2名及び会員をもって構成する。

- 2 会長は、七尾海上保安部長をもってあて、会務を統括する。
- 3 副会長は、石川県危機管理監をもってあて、会長を補佐する。
- 4 会計監事は、幹事の互選により選出し、協議会会計を監査する。
- 5 会員は、能登北西岸から能登東岸における排出油等の防除等に関する別表1に掲げる機関もしくは団体(以下「構成機関」という。)の長又は構成機関の長が指名する職員をもってあてる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ、会長が召集する。

- 2 会員は、必要があると認めるとき、会長に会議の招集を求めることができる。
- 3 会議は、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(幹事会)

第6条 協議会の業務の実施に関し、細部の事務の調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成は、別表2に掲げるとおりとする。
- 3 幹事会は、年1回及び必要がある場合に開催する。

(資料の整理)

第7条 会員は、第3条に係る次の資料(毎年4月1日現在のもの)を4月末までに提出するものとする。

- (1) 施設、資器材、船舶等の整備保有状況
- (2) 情報連絡体制(会員、幹事、連絡担当員、昼夜間及び緊急時の電話番号等)
- (3) その他必要事項

2 事務局は提出された資料を整理のうえ、速やかに会員に配布、周知するものとする。

(訓練)

第8条 排出油等事故発生時における構成機関等の防除等の活動の熟練を図るため、年1回以上の訓練を行うものとする。

(情報提供)

第9条 会長は、能登北西岸から能登東岸の沿岸海域において大量の排出油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、速やかに事故に関する情報を会員に提供するものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第10条 会長は、大量の排出油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、必要により総合調整本部を設置し、情報の共有を図るとともに、会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ迅速かつ的確な防除活動が実施できるよう調整を行うものとする。

- 2 防除等を実施する会員は、前項により総合調整本部が設置された場合、職員を総合調整本部に派遣するものとする。
- 3 会長は、防除等活動を的確に推進するため、必要に応じて会員以外の事故関係者、排出油等に関する有識者、防除等の技術的事項に関する専門家等を総合調整本部に参加を要請するものとする。

(出動の解除)

第11条 削除

(経費の請求)

第12条 防除等に要した経費の求償は、各会員ごとに原因者に請求するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

(災害の保障)

第13条 防除等に出動した会員に所属する者が、そのため死亡し、負傷若しくは疾病にかかった場合における災害補償については、被災した職員が所属する会員が行うものとする。

(防除等実施計画の策定)

第14条 防除等に必要な細目は、防除等実施計画として協議のうえ別に定める。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第15条 協議会は、法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、能登北西岸から能登東岸の沿岸海域に係る同法第43条の5第2項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(協議)

第16条 この会則に疑義が生じた場合又はこの会則に定められていない事項について必要がある場合には、その都度協議するものとする。

(会費)

第17条 削除

(事業年度)

第18条 協議会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第19条 議会の事務局は、七尾海上保安部警備救難課に置く。

附 則

本会則は、平成10年11月10日から施行する。

附 則

本会則は、平成11年5月27日から施行する。

附 則

本会則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(一部改正)

本会則は、平成24年7月5日から施行する。

別表 1

能登沿岸排出油等防除協議会会員

令和5年1月1日現在

- 1 北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所長
- 2 金沢地方気象台長
- 3 石川県危機管理監
- 4 石川県生活環境部長
- 5 石川県農林水産部長
- 6 石川県土木部長
- 7 石川県警察本部
 - ・警備部警備課長
 - ・生活安全部地域課長
 - ・七尾警察署長
 - ・輪島警察署長
 - ・珠洲警察署長
- 8 七尾市長
- 9 輪島市長
- 10 珠洲市長
- 11 能登町長
- 12 穴水町長
- 13 七尾鹿島消防本部消防長
- 14 奥能登広域圏事務組合消防本部消防長
- 15 石川県漁業協同組合代表理事組合長
- 16 石川県漁業協同組合輪島支所運営委員長
- 17 石川県漁業協同組合門前支所運営委員長
- 18 石川県漁業協同組合すず支所運営委員長
- 19 石川県漁業協同組合小木支所運営委員長
- 20 石川県漁業協同組合能都支所運営委員長
- 21 石川県漁業協同組合穴水支所運営委員長
- 22 石川県漁業協同組合ななか支所運営委員長
- 23 石川県漁業協同組合佐々波支所運営委員長
- 24 七尾海陸運送株式会社代表取締役
- 25 ENEOS グローブガスター ミナル株式会社七尾ガスター ミナル所長
- 26 北陸電力株式会社七尾大田火力発電所長
- 27 北陸曳船株式会社代表取締役
- 28 株式会社川田組代表取締役
- 29 株式会社喜多組代表取締役
- 30 五洋建設株式会社北陸支店安全品質環境部長（新潟）

- 31 昭和建設株式会社代表取締役
- 32 東洋建設株式会社北陸支店長
- 33 株式会社戸田組代表取締役
- 34 株式会社北都組金沢本社代表取締役
- 35 和田内潜建株式会社代表取締役
- 36 石川ドック株式会社代表取締役
- 37 株式会社川崎造船所代表取締役
- 38 株式会社清水造船建設代表取締役
- 39 株式会社近藤造船所代表取締役
- 40 七尾海上保安部長

別表2

能登沿岸排出油等防除協議会幹事

令和5年1月1日現在

- 1 國土交通省北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所七尾港出張所長
- 2 金沢地方気象台防災管理官
- 3 石川県危機管理監室危機対策課長
- 4 石川県生活環境部環境政策課長
- 5 石川県農林水産部水産課長
- 6 石川県土木部河川課長
- 7 石川県土木部港湾課長
- 8 石川県中能登土木総合事務所長
- 9 石川県奥能登土木総合事務所長
- 10 石川県奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所長
- 11 石川県七尾港湾事務所長
- 12 石川県警察本部警備部警備課課長補佐
- 13 石川県警察本部生活安全部地域課指導第二補佐
- 14 七尾警察署警備課長
- 15 七尾警察署地域課長
- 16 輪島警察署警備課長
- 17 輪島警察署地域課長
- 18 珠洲警察署警備課長
- 19 珠洲警察署地域課長
- 20 七尾市防災交通課長
- 21 輪島市防災対策課長
- 22 珠洲市危機管理室長
- 23 能登町危機管理室長
- 24 穴水町管理課長（兼危機管理室長）
- 25 七尾鹿島消防本部予防課長兼室長
- 26 奥能登広域圏事務組合消防本部警防課長
- 27 石川県漁業協同組合購買事業部長
- 28 石川県漁業協同組合輪島支所統括参事
- 29 石川県漁業協同組合門前支所統括参事
- 30 石川県漁業協同組合すず支所統括参事
- 31 石川県漁業協同組合小木支所運営委員長
- 32 石川県漁業協同組合能都支所参事
- 33 石川県漁業協同組合穴水支所運営委員長
- 34 石川県漁業協同組合ななか支所管理課長
- 35 石川県漁業協同組合佐々波支所統括参事
- 36 七尾海陸運送株式会社取締役副社長

- 37 ENEOSグローブガスター・ミナル株式会社七尾ガスター・ミナル所長代理
- 38 北陸電力株式会社七尾大田火力発電所業務課長
- 39 北陸曳船株式会社代表取締役
- 40 株式会社川田組取締役副社長
- 41 株式会社喜多組専務取締役
- 42 五洋建設株式会社北陸支店安全品質環境部長（金沢）
- 43 昭和建設株式会社常務取締役
- 44 東洋建設株式会社北陸支店工事部長
- 45 株式会社戸田組代表取締役
- 46 株式会社北都組金沢本社事務取締役
- 47 和田内潜建株式会社専務取締役
- 48 石川ドック株式会社代表取締役
- 49 株式会社川崎造船所代表取締役
- 50 株式会社清水造船建設取締役建設部長
- 51 株式会社近藤造船所代表取締役
- 52 七尾海上保安部警備救難課長
- 53 七尾海上保安部能登海上保安署次長

11 防災関係機関名簿

機関名	担当課	電話番号	所在地
中部管区警察局	広域調整第二課	052-951-6000	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2丁目1-1
中部近畿産業保安監督部	保安課	052-951-0291	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2丁目5-2
北陸信越運輸局	石川運輸支局	076-292-0129	〒921-8011 金沢市入江3丁目153
北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所	沿岸防災対策室	076-267-2241	〒920-0331 金沢市大野町4丁目2-1
大阪航空局 小松空港事務所	監理課	0761-24-0828	〒923-0993 小松市浮柳町3121
第九管区海上保安本部 金沢海上保安部	警備救難課	076-266-6118	〒920-0211 金沢市湊4丁目13
第九管区海上保安本部 七尾海上保安部	警備救難課	0767-53-2231	〒926-0015 七尾市矢田新町二部173
石川労働局	健康安全課	076-265-4424	〒920-0024 金沢市西念3丁目4-1 (金沢駅西合同庁舎内)
金沢地方気象台	防災担当	076-260-1462	〒920-0024 金沢市西念3丁目4-1 (金沢駅西合同庁舎内)
北陸総合通信局	総務課	076-233-4412	〒920-8795 金沢市広坂2丁目2-60
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	防災課	076-264-8800	〒920-8648 金沢市西念4丁目23-5
陸上自衛隊 第14普通科連隊	第3科	076-241-2171	〒921-8520 金沢市野田町1丁目8
航空自衛隊 小松基地	防衛部	0761-22-2101	〒923-8586 小松市向本折町戌267
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	第3幕僚室	0773-62-2250	〒625-0087 舞鶴市余部下1190
自衛隊石川地方協力本部	総務課	076-291-6250	〒920-8506 金沢市新神田4丁目3-10

機関名	担当課	電話番号	所在地
石川県警察本部	警備課	076-225-0110	〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1
	交通規制課	076-225-0110	"
	金沢西警察署	076-266-0110	〒920-0336 金沢市金石本町イ1-1
	七尾警察署	0767-53-0110	〒926-0852 七尾市小島町九部4-5
石川県	危機対策課	076-225-1482	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1
	企画課	076-225-1311	"
	環境政策課	076-225-1491	"
	資源循環推進課	076-225-1472	"
	水産課	076-225-1657	"
	港湾課	076-225-1746	"
	都市計画課	076-225-1756	"
	石川中央保健福祉センター	076-275-2251	〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地
	金沢港湾事務所	076-268-1201	〒920-0332 金沢市無量寺町リ65
金沢市	七尾港湾事務所	0767-53-0440	〒926-0015 七尾市矢田新町二部162-2
	危機管理課	076-220-2060	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1-1
七尾市	防災交通課	0767-53-6880	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ25
内灘町	総務課	076-286-1111	〒920-0292 河北郡内灘町字大学1丁目2-1
金沢市消防局	警防課	076-280-0119 (076-280-3094)	〒921-8042 金沢市泉本町7丁目9-2
	金石消防署	076-280-7012	〒920-0335 金沢市金石東1丁目3-3

機関名	担当課	電話番号	所在地
内灘町消防本部	内灘消防署	076-286-0119	〒920-0269 河北郡内灘町白帆台1丁目1番地1
七尾鹿島消防本部	消防課 七尾消防署	0767-53-0119	〒926-0851 七尾市つつじが浜3番地83
西日本電信電話株式会社 北陸支店設備部	災害対策担当	076-282-9847	〒920-0814 金沢市鳴和町1番2
日本赤十字社石川県支部	事業推進課	076-239-3880	〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目48
石川県看護協会	総務課	076-232-3573	〒920-8648 金沢市兼六元町3-69
北陸電力株式会社 石川支店	総務部総務労務チーム	076-233-8877	〒920-0993 金沢市下本多町6-11
株式会社金沢港運	海務部	076-268-1811	〒920-0332 金沢市無量寺町リ65番地
石油防災株式会社	金沢防災事業所 (共同防災センター)	076-237-5128	〒920-0231 金沢市大野町4丁目ソ-2
NHK 金沢放送局	放送部	076-264-7001	〒920-8644 金沢市大手町14-1
日本通運株式会社 金沢支店	総務課	076-261-1171	〒920-0856 金沢市昭和町16-1
北陸鉄道株式会社	総務課	076-237-8111	〒920-8508 金沢市割出町556
北國新聞社	社会部	076-263-2111	〒920-8588 金沢市香林坊2丁目5-1
北陸中日新聞	編集局	076-261-3111	〒920-8573 金沢市香林坊2丁目7-15
北陸放送	報道部	076-262-8111	〒920-8560 金沢市本多町3丁目2-1
石川テレビ放送	報道制作部	076-267-2141	〒920-0388 金沢市観音堂町チ18
テレビ金沢		076-240-9003	〒920-0386 金沢市古府2丁目136
エフエム石川		076-262-8050	〒920-8605 金沢市彦三町2丁目1-45

機関名	担当課	電話番号	所在地
北陸朝日放送		076-269-8800	〒920-0393 金沢市松島1丁目32-2
ラジオななお		0767-53-7640	〒926-0804 七尾市生駒町2番地

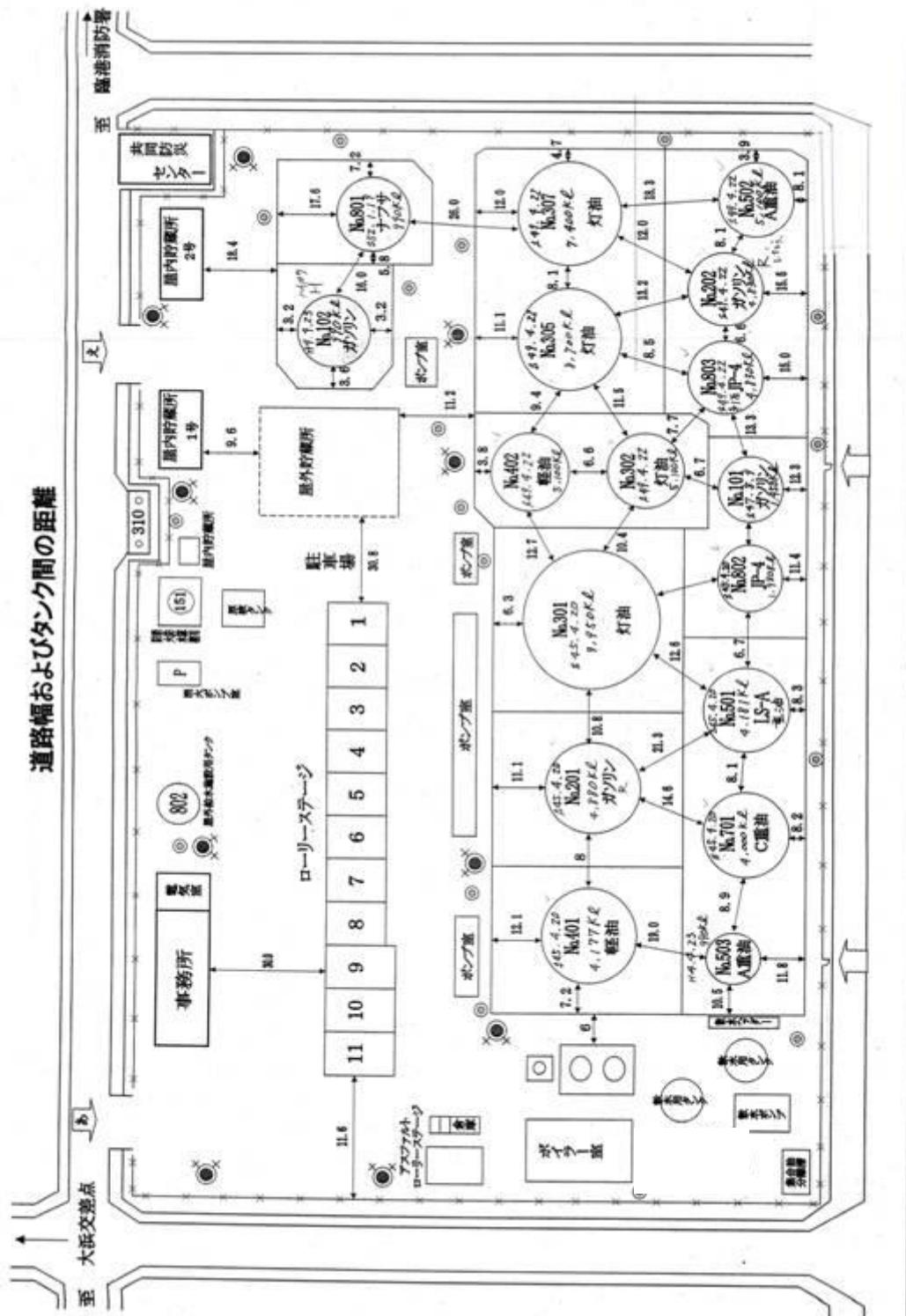
(特別防災区域内事業所関係緊急連絡先)

事業所名	区分	所管名称	住所	電話番号
東西オイルターミナル株式会社	本社	<u>業務部</u>	〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目10-2	03-3539-1452
	油槽所	金沢油槽所	〒920-0231 金沢市大野町4丁目ソ-3	076-238-1101
全農エネルギー株式会社	本社	基地部	〒101-0064 東京都千代田区猿楽町1-5-18	03-3293-1238
	油槽所	金沢石油基地	〒920-0231 金沢市大野町4丁目レ-40-137	076-237-1300
ENEOS株式会社	本社	<u>基地管理グループ</u>	〒100-8162 東京都千代田区大手町1-1-2	03-6257-7202
	油槽所	金沢油槽所	〒920-0231 金沢市大野町4丁目ソ-5	076-238-1131
キガナス石油株式会社	本社	<u>需給部</u>	〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-2	03-5204-1600
	油槽所	金沢油槽所	〒920-0231 金沢市大野町4丁目ソ-1	076-238-1191
全国漁業協同組合連合会	本社	石油一課	〒104-0033 東京都中央区新川1-28-44	03-6222-1301
	油槽所	金沢油槽所	〒920-0231 金沢市大野町4丁目ソ-11	076-238-1231
アストモスエネルギー株式会社 (株式会社コバヨウ)	本社	企画部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12	03-3213-3001
	油槽所	金沢LPG ターミナル	〒920-0231 金沢市大野町4丁目ソ-6	076-238-1185

事業所名	区分	所管名称	住所	電話番号
松村物産株式会社	本社	管理総括部	〒920-0031 金沢市広岡 2 丁目 1-27	076-221-6121
三谷産業イー・シー株式会社	本社	ケミカル営業部	〒921-8801	076-269-3214
	油槽所	金沢港配送センター	野々市市御経塚 3 丁目 47 番地 〒920-0231 金沢市大野町 4 丁目ソ-12	076-237-5366
伊丹産業株式会社	本社	液化石油ガス部	〒664-0851	072-783-0001
	支店	金沢工場	兵庫県伊丹市中央 5-5-10 〒920-0231 金沢市大野町 4 丁目ソ-13	076-237-5933
北日本物産株式会社	本社	—	〒930-0106	076-424-1721
	支店	金沢支店	富山市高木 2000 〒920-0231 金沢市大野町 4 丁目ソ-6-3	076-238-0303
金沢サプライセンター株式会社	本社	—	〒920-0231	076-238-7115
油槽所			金沢市大野町 4 丁目ソ-8	
株式会社ホームエネルギー北陸	本社	金沢センター	〒920-0231	076-237-3003
金沢市大野町 4 丁目ソ-7-1				
ENEOSグローブガスター・ミナル株式会社	本社	—	〒100-6115	03-3597-5900
	製造所	七尾ガスター・ミナル	東京都千代田区永田町 2-11-1 〒926-0007 七尾市三室町 150 部 29	0767-58-1331

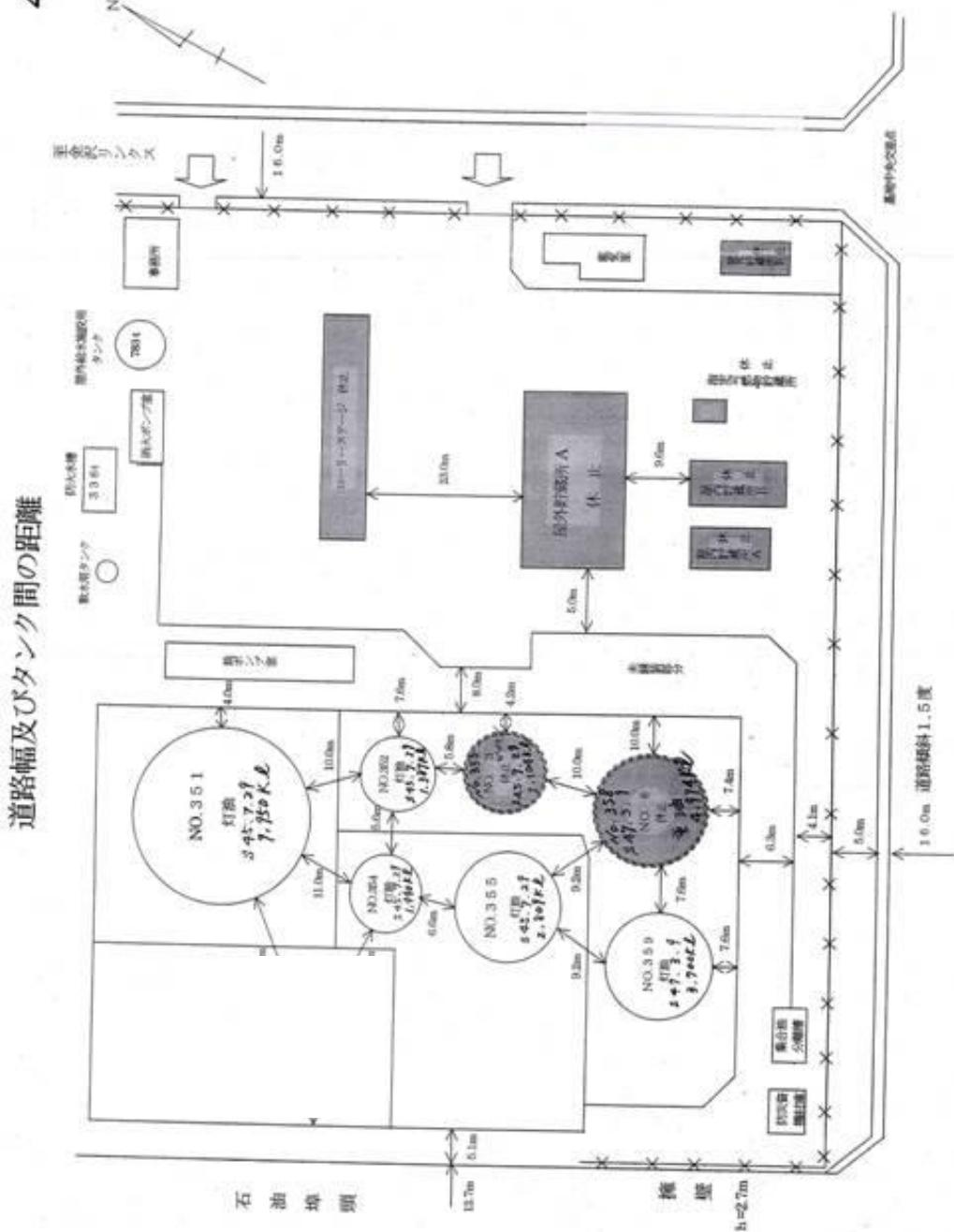
12 各事業所屋外タンク配置図

(1) 東西オイルターミナル株式会社金沢油槽所(A地区)

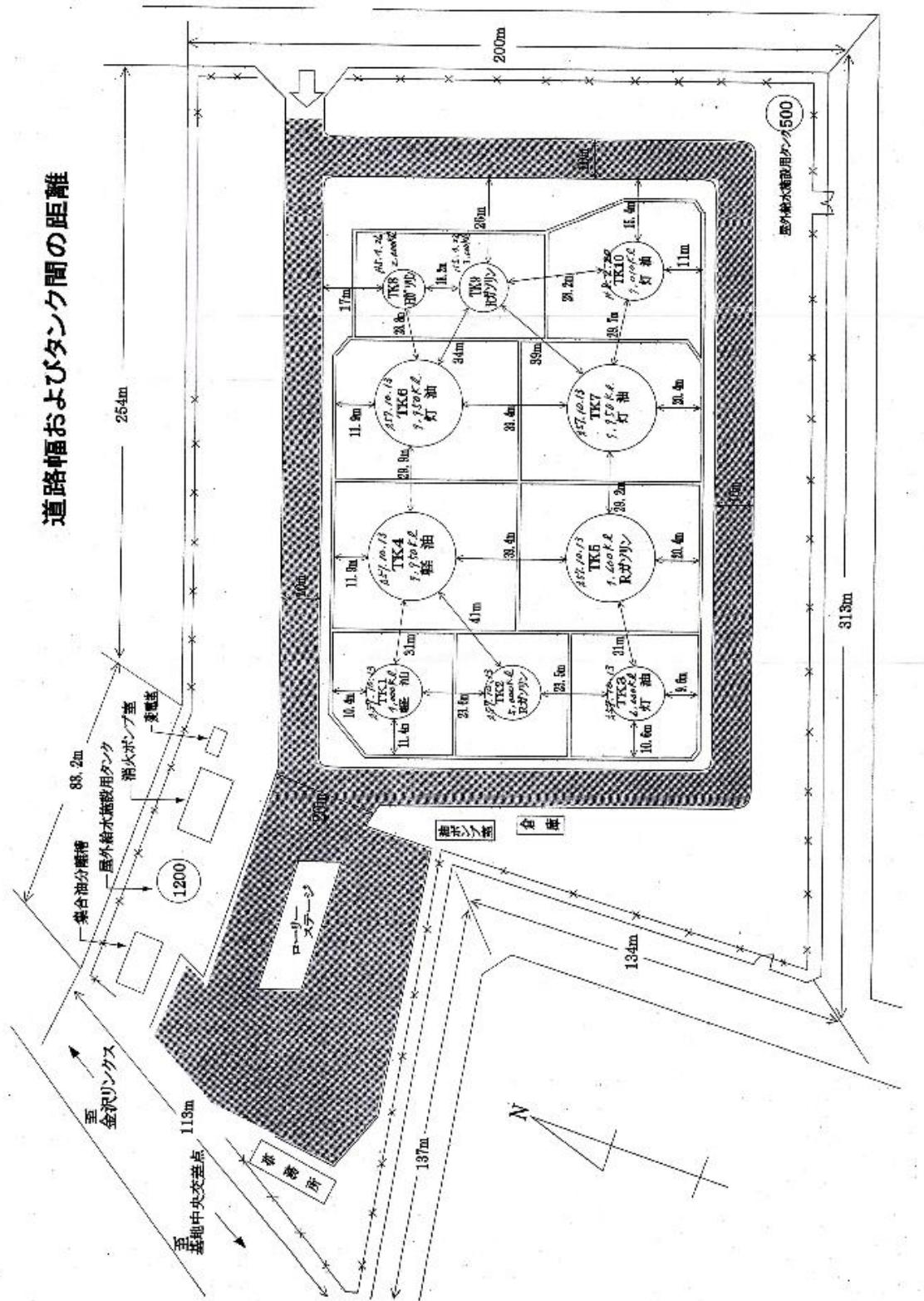


(2) 東西オイルターミナル株式会社金沢油槽所(B地区)

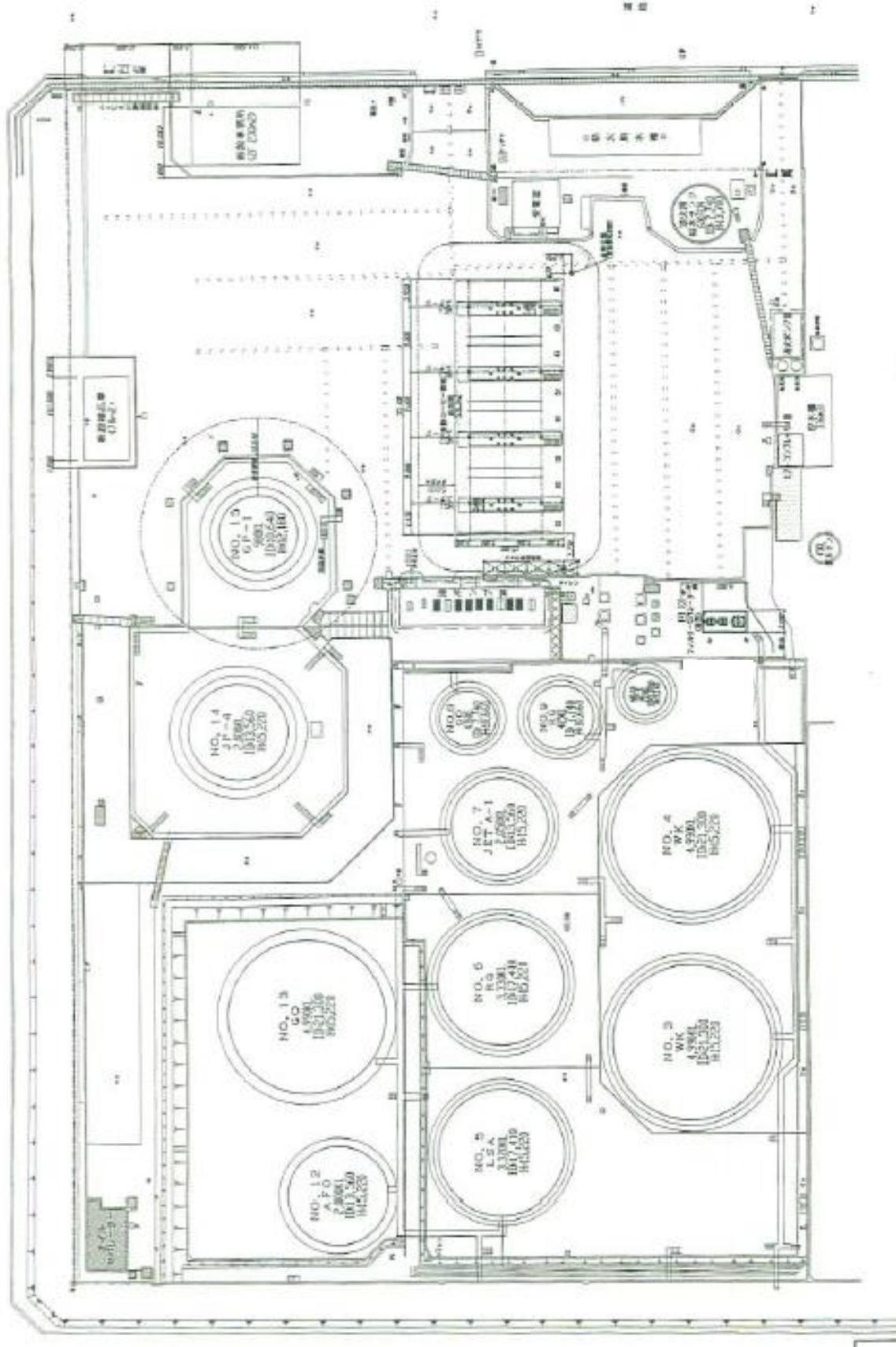
4



(3)全農エネルギー株式会社金沢石油基地

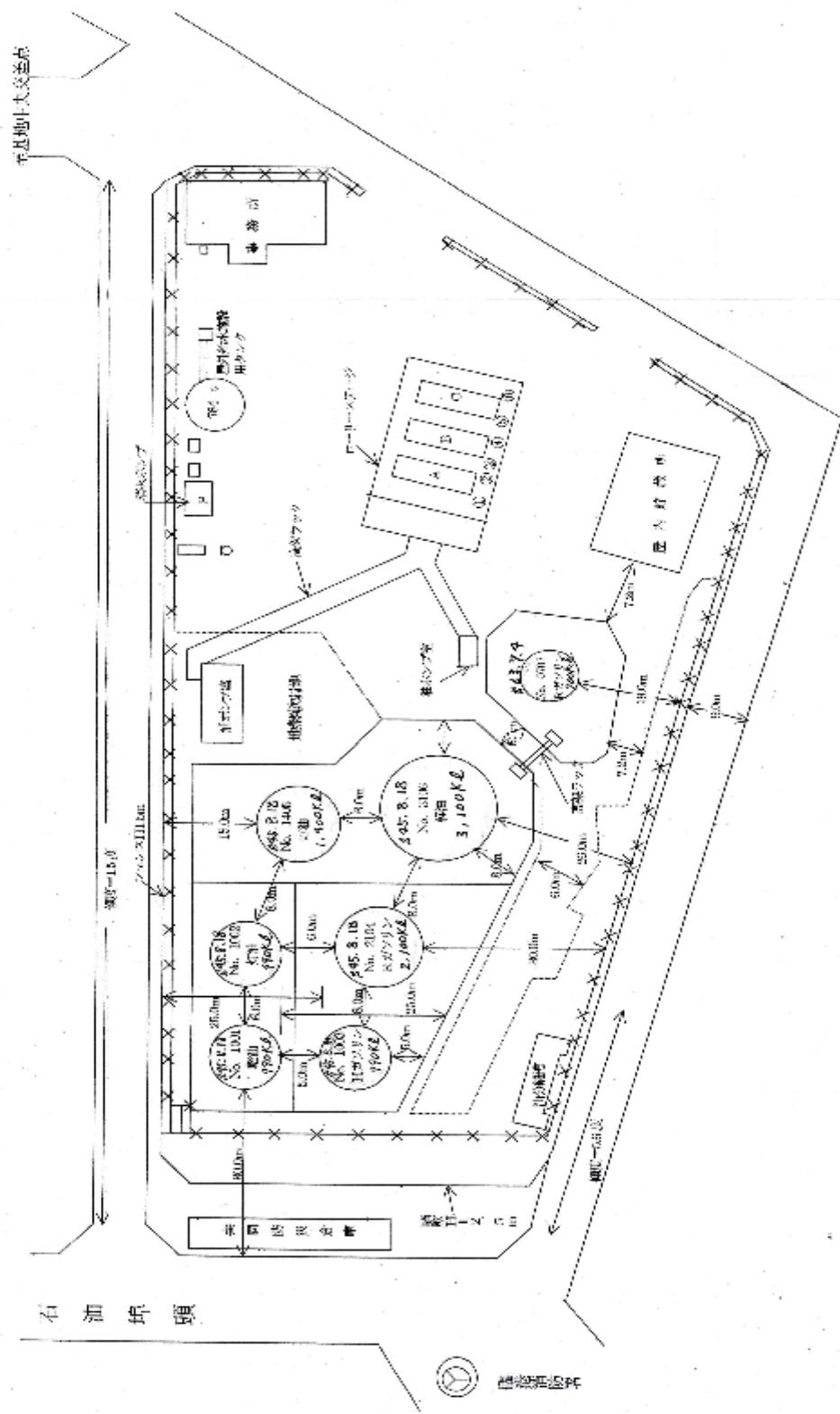


(4) ENEOS株式会社金沢油槽所

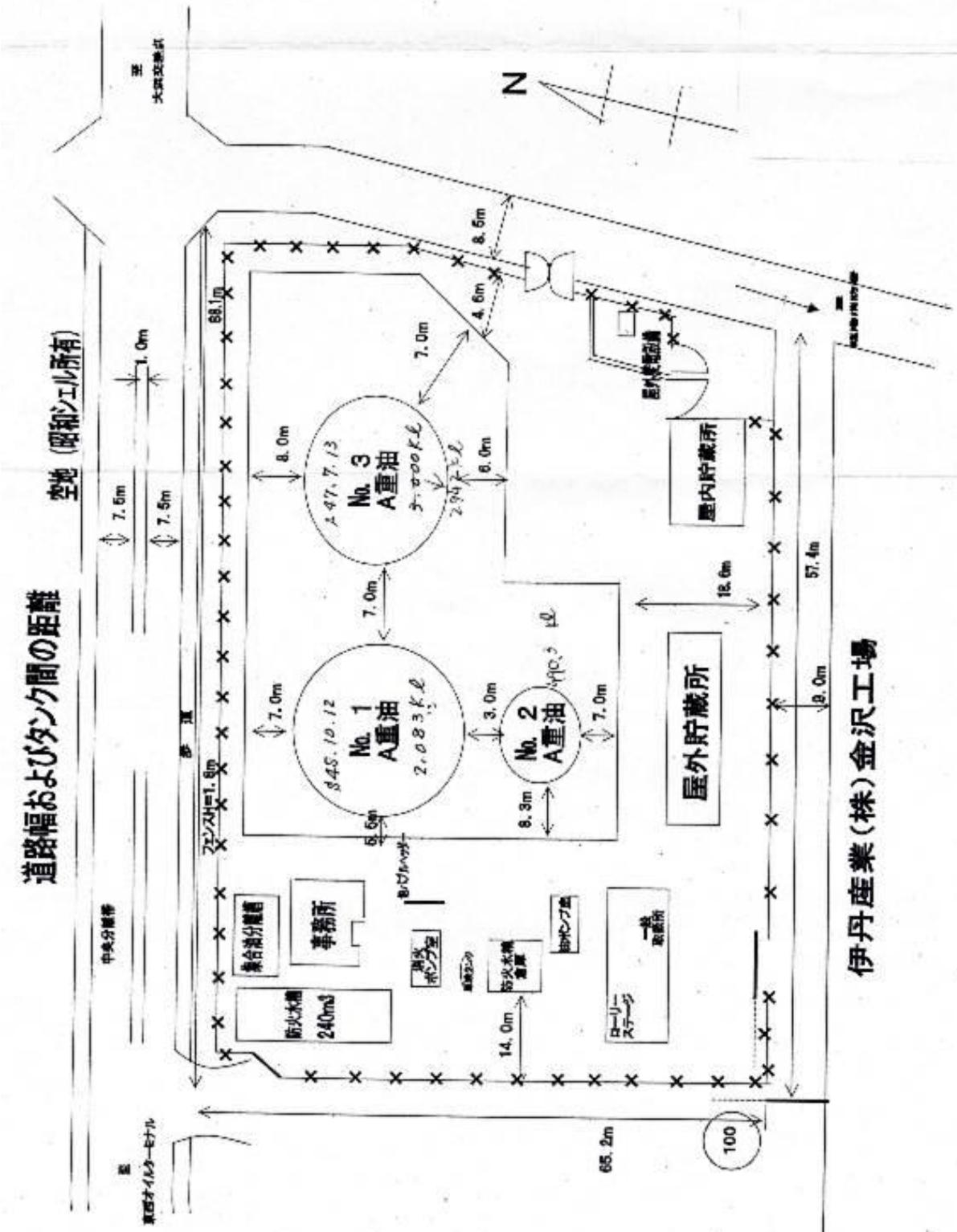


(5)キグナス石油株式会社金沢油槽所

道路幅及びタンク間の距離



(6)全国漁業協同組合連合会金沢油槽所



13 本県の特別防災区域で発生した事故概要

事故発生日時	事業所名	被害状況	事故の概要
昭和 51 年 10 月 06 日 17 時 00 分	共同石油株式会社 金沢油槽所	第 2 石油類 (灯油) 約 40L	荷揚終了後、タンカーからのエアー押しを行い、全てのバルブを閉鎖したが、バルブ締不完全なエアー抜管から配管中の逆流した残油が漏洩した。
昭和 52 年 06 月 21 日 12 時 34 分	全国漁業協同組合連合会 第 7 藤美丸	第 3 石油類 (A 重油) 約 300L	屋外タンクから第 7 藤美丸に給油した際、油槽が満タンになり、デッキにあるガットからデッキに溢れ、海上に流出した。
昭和 53 年 07 月 22 日 12 時 55 分	全国漁業協同組合連合会 金沢油槽所	第 3 石油類 (A 重油) 約 1L	タンク間の自然流入によるタンクシフト中、腐食していた空気抜管に亀裂が生じ、漏油した。
昭和 56 年 06 月 22 日 08 時 00 分	シェル石油株式会社 金沢油槽所	第 3 石油類 (C 重油) 約 0.2L(推定)	タンクの側板に設置されている保温材（フォームポリスチレン）を被覆している外装鉄板（厚さ 0.36mm）の継目から雨水等が侵入し、腐食したものと推定。
昭和 60 年 10 月 01 日 11 時 20 分	金沢市大野町 4 丁目地内 石油岸壁 第 3 バース	第 3 石油類 (C 重油) 約 100L	石油岸壁第 3 バースに停泊中のタンカー「第三たかちほ丸」が C 重油の積降ろし作業を完了し、出航準備中に、同船作業員がバルブ操作を誤り、配管中の C 重油約 100L を海中に流出した。
平成 06 年 08 月 17 日 08 時 15 分	東西オイルターミナル株式会社 金沢油槽所	第 3 石油類 (C 重油) 約 180L	エアーベント配管の亀裂部から約 180 ドラムの C 重油が流出した。
平成 11 年 05 月 21 日 13 時 45 分	東西オイルターミナル株式会社 金沢油槽所	第 1 石油類 (ガソリン) 約 30L	タンク側板に、腐食による貫通孔が生じ、ガソリン約 30 ドラムが流出した。
平成 13 年 07 月 31 日 15 時 30 分	株式会社ジャパンエナジー 金沢油槽所	第 2 石油類 (ジェット燃料) 約 50L	タンク外面塗装作業を実施中、側板に貫通孔が生じ、タンク内のジェット燃料約 50 ドラムが漏えいした。
平成 14 年 10 月 18 日 09 時 50 分	東西オイルターミナル株式会社 金沢油槽所	第 1 石油類 (ガソリン) 約 150L	船舶からガソリン及び軽油の受入れ作業中に、ローディングアームからガソリン約 150 ドラムが漏えいした。
平成 19 年 12 月 21 日 09 時 25 分	北日本物産株式会社 金沢支店	容器検査所内 塗装室 5 m ²	静電塗装作業中に仕上げ塗装室バッフル（鉄製）のアースが不完全であったことにより、汚れ防止のために当該バッフルを覆っていたビニールに着火した。
平成 22 年 06 月 16 日 00 時 00 分	連合液化ガスターミナル株式会社		パイプライン解体作業中作業員が火傷を負った。

事故発生日時	事業所名	被害状況	事故の概要
平成 24 年 08 月 23 日 08 時 30 分	キガナス石油株式会社 金沢油槽所	第1石油類 (ガソリン) 1L未満	TK-2104タンク側板より滲み漏油した。
平成 24 年 04 月 17 日 15 時 14 分	東西オイルターミナル株式会社(B 地区)	第2石油類 (灯油)	351 タンク(灯油)の配管の腐食状態を確認したところ、腐食のため瘡蓋状に盛り上がっている箇所を確認、当該部分が剥離し、内部から灯油がにじみ出たもの。
平成 25 年 02 月 12 日 20 時 00 分	ENEOSグローブガスター ミナル株式会社七尾ガスター ミナル	LPG 1L(推定)	LPG 貯蔵低温タンク(TK101)の底引き配管第二弁グランド部から、LPG が液体で漏洩した。
平成 27 年 04 月 06 日 12 時 50 分	ENEOSグローブガスター ミナル株式会社七尾ガスター ミナル	LPG	LPG を積み込むために入構したタンクローリーが、積み込み前の点検の結果、微小なガス漏れしていることが判明。
平成 28 年 04 月 13 日 00 時 00 分	全農エネルギー株式会社	第1石油類 (ガソリン)	ローリーラック配管取込口の出荷配管から、配管底部の腐食によりピンホールが生じ、ハイオクガソリンが微量に流出した。
平成 30 年 07 月 09 日 00 時 00 分	東西オイルターミナル株式会社、全国漁業協同組合連合会、全農エネルギー株式会社	第1石油類	石油岸壁3バースのローディングアームのブラインドフランジのプラグ部分から、第1石油類が漏洩した。
令和 01 年 10 月 17 日 00 時 00 分	JX(新日本石油株式会社)	第3石油類 (A重油)	石油岸壁4バースに係留中のタンカーから海上に A重油が漏洩した。